

令和3年 第2回定例会

美深町議会議録

令和3年6月16日 開会

令和3年6月18日 閉会

美深町議会

令和 3 年第 2 回定例会
美深町議会会議録
第 1 号（令和 3 年 6 月 16 日）

◎議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 3 号 令和 2 年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第 20 号の提案説明
- 第 8 議案第 21 号の提案説明
- 第 9 議案第 22 号の提案説明
- 第 10 議案第 23 号の提案説明
- 第 11 議案第 24 号及び議案第 25 号の提案説明
- 第 12 報告第 4 号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 13 休会日の決定

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五 十 嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	和田政則君	教育グループ主幹	元岡友之君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので令和3年 第2回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、9番荒川議員、10番齊藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から18日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から18日までの3日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました陳情等について申し上げます。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書他、4件であり議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から、専決第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分。法人の経営状況を説明する書類。株式会社美深振興公社、株式会社アウル。代表監査委員から5月実施の例月出納検査報告書については、議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。町側提出のものは条例の一部改正3件、財産の取得1件、補正予算2件、報告1件です。議会側提出のものは委員会報告1件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は藤原議

員、他 2 名です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に、新型コロナウイルス感染予防対策として、会期中は議場内換気のため一部ドアを開放し、空間除菌脱臭機を設置します。また傍聴席において座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 4 町長から行政報告について発言を求められていますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告といたしまして、1 つは令和 2 年度各会計の決算状況、2 つとして今春の農作業状況と 6 月 11 日現在の農作物生育状況、3 つ目として新型コロナウイルス感染症に関する対策について、以上 3 点について報告を申し上げます。まず令和 2 年度の美深町各会計の決算状況を申し上げます。令和 2 年度会計につきましては、5 月 31 日をもって出納閉鎖をし、現在計数確認と決算書の調整にあたっているところであります。歳入歳出の決算状況につきまして、一般会計から順にご報告を申し上げます。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症発生に伴って、私たちの生活様式や社会経済活動の他、町政運営においても大きな影響を受けた年でもありました。令和 2 年度の一般会計は、仁宇布小中学校改築工事、西団地公営住宅建替工事など大型の施設整備のほか、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しながら進めたケース、数々の緊急対策、更に全町民を対象に 10 万円を給付した「特別定額給付金」の実施などにより、前年度を 7 億円余り上回る決算規模となっております。歳入では、町税は 4 億 3,593 万 3 千円で、前年比で約 1,148 万円の減額となった一方で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は、31 億 2,792 万 4 千円と前年比で 1 億 1,763 万円増加となっております。さらに新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金、特別定額給付金、ワクチン接種事業などの緊急対策実施に伴い国庫支出金が 12 億 3,859 万円と前年比で 9 億 269 万 5 千円の大幅な増額となっております。なお、令和 2 年度から令和 3 年度へ繰り越した事業は、新型コロナウイルス感染症に係る 4 事業で、7,373 万 7 千円となっております。繰り越し事業の詳細については、報告第 3 号でご説明を申し上げます。この結果歳入 63 億 2,352 万 4 千円、歳出 60 億 1,216 万 4 千円、差し引き 3 億 1,136 万円ほどの黒字であります。この決算剰余金のうち、約半分 1 億 5,570 万円を「財政調整基金」に編入致しまして、残る 1 億 5,566 万円を令和 3 年度会計へ繰り越しし、一般財源といたします。

次に国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険につきましては、被保険者数が年々減少傾向にあります。保険給付費については、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度と比べ減少しております。令和2年度の決算額は歳入5億5,586万7千円、歳出5億3,923万8千円、差し引き1,662万9千円ほどの黒字であります。この決算剰余金の内、約半分840万円を国保財政調整基金に編入しまして、残る822万9千円は令和3年度の一般財源といたします。なお、「国保財政調整基金」の年度末現在高は、1億4,686万2千円となってございます。

次に、後期高齢者医療保険特別会計について報告を申し上げます。この特別会計の主な事業は、保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付などとなっております。後期高齢者の被保険者数は減少傾向であります。広域連合への納付金については、横ばいとなっております。令和2年度の決算額は、歳入8,224万9千円、歳出8,220万1千円、差し引き4万8千円を令和3年度会計に繰り越ししたところであります。

次に介護保険特別会計について申し上げます。第1号被保険者数は前年度比0.8%減少し、要介護・要支援認定者数についても前年度比0.8%減少となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者に係る保険給付費については、前年度と比較して7.7%の増加となったところであります。令和2年度の決算額は、歳入歳出ともに5億5,163万4千円となるものであります。なお、介護給付費準備基金の年度末現在高は6,581万8千円あまりとなってございます。

次に、北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。令和2年度におきましては、量水器取替や機械設備等の計画と更新を中心に行い、安定した水の供給に努めて参りました。決算額は歳入1,958万7千円、歳出1,708万4千円、差し引き250万3千円を令和3年度会計に繰り越ししたところであります。

次に下水道事業特別会計について申し上げます。令和2年度は公共下水道事業長寿命化計画に基づく、機械設備の改修工事、下水道法に基づく令和3年度以降5年間の下水道事業計画の策定業務を実施した他、保守管理に万全を期し、環境・公衆衛生の充実に努めて参りました。決算額は、歳入歳出ともに2億3,592万4千円で、一般会計からの繰入金は、1億4,264万3千円となってございます。

最後に中央簡易水道事業会計について申し上げます。中央簡易水道事業につきましては、水の安定供給と経営効率化に努めた結果、収益的収支で1,590万6千円の純利益が生じました。また資本的収支では3,000万8千円の不足が生じましたが、これにつきましては、「当年度分消費税」及び「地方消費税資本的収支調整額」、「減債積立金」、「過年度分損益勘定留保資金」をもって補填した結果、翌年度繰り越し現金は、3億4,972

万7千円となるものであります。以上が各会計の決算状況の説明でございます。以上報告を申し上げます。

次に2点目の今春の農作業の状況と6月11日現在の農作物生育状況について報告を申し上げます。まず気象状況についてでありますけれども、本年は積雪が平年より多かったものの、融雪期は平年並みとなりました。今年の融雪期でありますけれども4月20日と見ております。融雪後、4月下旬から5月上旬にかけて低温、日照不足の日が多く推移いたしましたけれども、6月上旬にかけて気温は高く推移しております。降水量は4月中旬から下旬と、5月中旬以降、平年より多い傾向となっております。農作業の状況については、耕起作業は平年並みに始まりました。今年の状況でありますけれども、4月28日の始まりであります。しかし、4月下旬から5月上旬にかけての降雨により、平年より2日ほど作業が遅れました。移植、植付作業においても、4月下旬以降の断続的な降雨の影響がでております。水稻については、平年並みに移植作業を終えましたが、馬鈴しょは平年より8日、てん菜も平年より3日遅く作業を終えることとなりました。この他、かぼちゃの定植作業は5月下旬から始まりましたけれども、ほ場の準備の遅れに伴い、現在、最盛期を迎えている状況にあります。次に主要農作物の生育状況でありますけれども、水稻の生育は平年並みとなっております。形において融雪後の低温・日照不足及び播種、移植、植付作業の遅れに伴い、生育はやや遅れております。秋小麦の生育は平年より3日遅く、春小麦の慣行栽培については平年より5日遅く播種作業を終えました。牧草の生育は平年より2日ほど早くなっています。ホワイトアスパラガスは4月7日から出荷が始まりました。気象の影響を受けにくく例年安定した収量を確保しておりますけれども、4月下旬から5月上旬にかけての低温の影響を受け、例年に比べて収量が下がっているとお聞きしているわけであります。収穫は6月末頃までの見込みとなっているわけであります。露地栽培のグリーンアスパラは、融雪後の低温傾向で萌芽が遅れていたところに5月12日の霜の影響を受けまして、出荷はじめは昨年より4日遅い5月20日となったわけであります。恩根内放牧場については、5月27日から入牧を開始いたしました。6月11日現在の放牧頭数については牛と馬を合わせて454頭となっております。なお、乳牛は377頭、肉牛は72頭、馬5頭というように聞いておるわけであります。以上、農業関係の報告を申し上げました。

最後に、3点目として新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、1年半が経過するところであります。町では、これまで、様々な感染防止対策を行ってまいりましたが、町民の生活や地域経済への影響は今なお続いている状況であります。全国的には、新規感染者数の増加により、医

療提供体制がひっ迫している地域に対し、「緊急事態宣言」が発令されております。北海道では、5月16日から2度目の「緊急事態宣言」が発令され、6月20日までの間、感染拡大を抑え込むための「不要・不急の外出」や緊急事態宣言の対象地域との「不要・不急の往来自粛」、「飲食店への時短営業」などの要請をしているところであります。美深町においてもこれら要請に基づき、町民の皆様に周知し感染防止に努めているところであります。美深町の新規コロナウイルス感染症の発生状況を見ますと、5月のゴールデンウィーク頃までは感染者の確認はされませんでしたけれども、休みが明けたころから町ホームページでもお知らせしております通り、現在までに7人の感染者が公表されております。感染が確認された事業所においては、保健所と連携をして施設内の消毒や接触者の特定のための情報提供、町においては、感染状況を把握し、情報を共有しながら対応し感染拡大防止に努めて参りました。また濃厚接触者以外においても積極的疫学調査により感染の状況を把握する観点から、感染者との「接触者」に該当しないとみられる方も含めた「PCR検査」を保健所で必要に応じて実施していただいております。現状、感染者からの広がりはありませんが、引き続き町民の皆様が不安にならないよう感染防止対策と公表を行ってまいりますが、公表においてはプライバシーの保護もありますので、取扱いについては注意をして参りたいと思っております。新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中にあって、まずは感染拡大を抑えることが重要であります。発症と重症化を予防する効果が期待されるワクチンの接種については、本町でも1月から準備を進めてきたところでありますので、この新型コロナワクチン接種に関する現在の対応状況について申し上げます。町では、美深厚生病院と連携をして新型コロナワクチン接種体制を整え、接種を進めております。これまでワクチン接種の情報については、自治会回覧の際に戸別チラシとして5回にわたって町民の皆様へ周知をしてきております。ワクチン接種については、国が示した優先順位に従い、「65歳以上の高齢者」1,770人への接種から始める計画をしております。国から町へのワクチン供給状況を見て、5月17日から「高齢者施設入所者」「美深厚生病院入院患者」及び「感染リスクの高い高齢者施設従事者」「在宅介護事業所」を対象に順次接種を行ってきております。また北海道が進めている医療従事者への接種も行われており、「町内医療機関の関係者」67人及び「消防職員」17人が、2回目の接種を終えております。そして65歳以上の高齢者に2回の接種に必要なワクチンが6月上旬に届く見込みとなったことから、6月19日から美深文化会館COM100を会場に、集団接種を行うこととしたところであります。日程についてを申し上げますが、6月19日から20日、26日から27日。2回目は7月10日から11日、17日から18日、計8日間、土曜日と日曜日を実施いたします。日程に基づき5月17日から接種

券、クーポン券でありますけれども接種日程を示した案内文を送付し5月20日から電話による予約受付を開始したところであります。予約受付は自治会毎に接種日を指定しております。予約の受付状況については、「集団接種対象者」1,584人に対し、6月14日現在1,414人、89%の受付を行ったところであります。現状は混乱なく受付が出来ているものと感じております。集団接種当日の移動手段として、農村部への送迎バスの運行、市街地区については、巡回バスを走らせるなど安心して接種会場にお越しいただき接種できる体制をとっております。接種会場運営については、美深厚生病院医師、看護師、事務スタッフをはじめ、町職員が受付などの業務に従事する態勢を講じ、接種当日を想定した会場での訓練等も行い準備を進めているところであります。また接種当日、キャンセルが発生した場合への対応については、ワクチンを無駄なく接種できるよう事前に対応者を確保するなど廃棄防止対策を作成しております。この集団接種を行うことで、希望する65歳以上の高齢者へのワクチン接種を、国が示しております7月末までには終えるよう準備を進めています。64歳以下の接種については7月5日から「障害者施設入所者」の接種及び「基礎疾患有する方」への接種を美深厚生病院で開始するよう進めております。64歳以下の一般接種については、今後国からのワクチン供給によりますけれども、7月下旬から開始することを想定し、接種券をこの6月下旬の発送と受付の準備を進めています。町民が安心してワクチン接種を受けられるようきめ細かな周知に努め早期に希望する町民の方へ接種を終えられるよう進めて参ります。さらに全国で接種が進む中、国は6月1日からファイザー社製ワクチンの接種対象年齢について、16歳以上から12歳以上へと接種対象年齢を変更して接種する方針が通知されております。12歳から15歳の接種につきましては、今後関係者と協議して進めて参ります。町と致しましては、引き続きワクチン接種はじめ、感染拡大防止と経済対策の両輪について緊張感をもって進めて参ります。町民の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの励行、3密を避けるなど引き続き感染防止対策を徹底し、町内における感染拡大の防止に努めていただくようお願い申し上げます。

以上、3点にわたって行政報告といたしましたところであります。よろしくお願い申し上げてご挨拶とします。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しあ尋ねの向きがありましたら発言願います。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 3点目の新型コロナウイルス感染症に関する対応についての報告について1点だけお聞きしたいと思います。最初の1番目の新型コロナウイルス感染症の発生状況についての今報告がございましたが、その内で今まで7人の感染者が公表され

ているという表現、それからその感染者の公表後の対応についてPCR検査等についても触れながら報告されております。さらには感染者からの更に広がりはないというような報告もございますが、これらの町の方の一般町民への公表については、私の記憶の中では発生があったということの公表だけで、その後どうなったかという公表はされていないような気がしてならないのですが、今日このように行政報告で出てきましたので、今後それについて安心を与えるためにも事後の対応について、しっかりと町民に知らせる必要があるのかなと思うところですが、その辺の対応はどのように考えておられるのか 1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今申し上げられましたように公表部分については、7件ということで申し上げまして、その7件については公表されてということでございます。それ以降の部分、その広がり、感染の経過等でありますけれども、それらについては北海道等々でも、保健所等でも発表しておりませんので、私どもとしては特段発表するつもりはございません。以上であります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町の行政に関わる部分で公表はされてきたと思います。それは私は評価したいと思いますが、その折、私の記憶の中では防災端末を活用して、これは公表の1つの手段として進めてきたと思います。その中で感染者の拡大については調査中ですかというような形でしか報告はないですね。町民に。皆さん不安ですから、その辺のところ結果としてどうなったんだろうかということが1番の関心事だと思っています。それは別に道の進め方とか、保健所の関係とかでは関係ないと思うですね。きっと町民にその結果実際に7名の方が公表の対象者として公表した結果として、その濃厚接触者ですか、あるいは周りの方々についてもここで言われるような報告の仕方というのは町民にするべきだと思うのですが、そうではないのでしょうかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご質問でありますけれども、公表している部分等々があるわけでありますけれども、それ以外公表してはならないということでありますから、私どもとしては公表しないという方式をとって、町民に安心安全を持って、こうこうこういうことですよということを申し上げているわけでありますので、ご理解を願いたいと思っているところでございます。なお、議会の場でありますから心配するような町民の状況にはなっていないということだけは申し添えておきたいというふうに思います。

○議長（南 和博君） 他、なければ本件報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 令和2年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 報告第3号 令和2年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてです。提出者からの報告を願います。

川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは、報告第3号の説明をいたします。議案書の1番後ろのページになりますが、17ページをご覧いただきたいと思います。報告第3号 令和2年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。令和2年度美深町一般会計予算の繰越明許費について別紙の通り翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。次のページをご覧いただきたいと思います。この繰越明許費につきましては、令和3年の第1回臨時会で議決をいただきました。一般会計補正予算（第8号）で設定したものでございます。4つの科目に掛かる予算総額7,373万6,501円を繰り越しております。予算科目ごとに説明いたします。まず表の1行目なわけですけれども、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナワクチン接種体制確保事業、これと4行目にあります13款職員給与費、1項職員給与費の新型コロナワクチン接種体制確保事業、こちらは予算科目が異なりますけれども、同じ事業となってございます。衛生費それから職員給与費ともに設定額と同額を繰り越しいたしまして、現在事業が進行中ということになってございます。財源につきましては、未収入特定財源です。令和3年度の収入となります。財源につきましては、国の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金というものと、それから新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、こちらの2つを活用することになります。2行目に戻りまして4款の衛生費、2項の清掃費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、この中のごみ収集車両購入事業、これの繰越金につきましては、1,441万9,502円。これにつきましては、車両の売買契約代金となってございます。令和2年の10月の14日に売買契約を締結いたしまして、この4月の26日に納車になっております。事業は完了しております。財源はこちらも未収入特定財源です。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということになります。次に3行目の10款教育費、1項教育総務費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のスクールバスの購入事業の繰越金ですが、こちらは2,163万9,999円を繰り越しております。こちらにつきましても車両の売買契約代金となっておりまして、令和2年の10月13日に売買契約を締結しまして、5月の14日納車となってございます。こちらも事業は完了してございます。財源につきまして、こちらも未

収入特定財源、これも国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することになっております。以上、4つの予算科目で繰り越した総額につきましては、7,373万6,501円となってございます。以上で繰越明許費繰越計算書の報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の報告第3号に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件報告済みと致します。議場内が暑ければ上着を脱ぐことを許したいと思います。

◎日程第6 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第6 一般質問を行います。一般質問の通告者は3人です。発言の順序は通告の順序と致します。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） それでは6番 藤原。一般質問をはじめさせていただきます。まず新型コロナ感染拡大で社会に混乱が生じてから、既に1年以上が経過し、美深町でも色々影響が出ておりますけれども、多くの町民は不安を抱えながらも自分から感染しない、感染させないとそういう意識を持ち不平不満もあまり言わず、辛抱強く賢明な行動をとってきていていることを誇りに思っているところであります。またこんな状況下でありながら落ち着いた日常生活を送れるということは、これまで連日対応づけて来ておられる町職員や医療関係者、福祉関係者など、多くの皆様の日ごろの努力の結果でもあり、町民として感謝を申し上げる次第であります。それでは一般質問ですが、項目は行政、件名新型コロナワクチン今後の接種計画について。只今の町長の行政報告の中でも随分色々と詳しく報告がありましたが、ちょっと質問の答えになっている部分も多々あったわけですけれども、この辺時間のずれ等もありますので、改めてこの辺質問申し上げますのでよろしくお願いしたいと思います。中々、収束の見通しが立たないコロナ感染も、収束の切り札と期待されるワクチン接種がようやく始まりました。本町では今週末から高齢者に対し本格的な接種が始まりますが、前例のない事態に連日対応に追われる担当職員に敬意を表すると共に、今後の対応にも期待するものであります。高齢者の接種では、取りまとめで混乱が生じないよう、また短期間で集中的に成果があがるよう入念に準備のされたものと思われ、十分評価の出来る内容であると私は思っております。今回のこれまでの経緯を踏まえて今後の対象となる町民へのワクチン接種をどのように進めるべきと考えるか、不確定な要素も多いですが町長の考えを伺いたいと思います。1、現在ワクチン接種の該当者が予約した割合はどのような状況か。また接種を希望しない人への対応はどのようなものになるのか。

2、各地でキャンセル等により発生したワクチンの取り扱いの問題で、対応のマニュアル不備などが指摘されてきました。対応マニュアル等の準備はできているのか。3、今後は6・5歳未満の町民の接種計画を立てていくことになるが、現時点での考え方と日々状況が変化する中で対象者へどのような情報提供を行っていくのか。4、ワクチン接種の進展状況は町内の事業・イベント等の開催に影響があるのではないか。町長は当初、工夫しながら開催できるよう努力するとしておりましたけれども、現時点での考え方はどのようなものか伺うものであります。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員の方から新型コロナワクチン今後の接種計画についてご質問をいただきたいところでございます。新型コロナワクチンの接種に関しては、行政報告で申し上げましたけれども、若干重複する部分もあるかと思いますけれどもお許しをいただきたいと思います。なお、4点についてご質問いただいておりますので、これらについて答弁を申し上げたいと思います。まず高齢者の集団接種についてでありますけれども、対象者は1,584人、6月14日現在の予約数は1,414人で、予約率89%となっておるわけであります。申し込みがない方に対しましては、ワクチン数を準備するためと申し込み忘れ、これらを防ぐための確認作業を行っているところであります。希望する高齢者への接種は今回の集団接種で概ね終了できる見込みとなっております。また接種を希望しない方への対応でありますけれども、ワクチン接種は任意接種であります。従いまして、接種券の発送の際に国のリーフレットを同封するなど、ワクチンの安全性・効果など周知してきておりますけれども、新しいワクチンですので接種しない理由も様々だと考えております。集団接種後も希望すれば個別接種も可能ですので随時、予約を受け付けていくことも考えております。次にキャンセル等により発生したワクチンの取扱いについてでありますけれども、集団接種・個別接種・それぞれにおいて廃棄防止対策を構築しているわけであります。行政報告でも申し上げました通り、キャンセルが発生した場合には廃棄することなく代替者に接種できるよう事前に対応者を確保しております。次に6・5歳未満の方への接種でありますけれども、まず基礎疾患有する方を優先して進めるよう6月10日に防災情報端末機及び回覧にて周知してきたところであります。その次に基盤疾患のない一般の6・4歳以下の方の接種になりますけれども、接種券を6月下旬に発送し7月下旬から接種を進める予定となっています。その後の進めにつきましては、ワクチンの供給状況によりまして決定次第順次お知らせいたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また新型コロナワクチン接種の対象年齢については、16歳以上としておりましたけれども、国の実施要領が改正されておりまして、6月1日から1

2歳以上に年齢が引き下げられているわけであります。ワクチン接種自体は任意接種でありますので、これまでと同様に新型ワクチンについて情報提供して参るわけであります。早期に希望する町民の皆様の新型コロナワクチン接種を終えられるよう引き続き努力して参りたいと考えているわけであります。次に、イベント等への開催への影響についてのご質問でありますけれども、今年度については、それぞれの主催者においても可能な限り町内の事業やイベント等を実施していくよう考えておられると認識しております。しかしながらここに来て緊急事態宣言が6月20日まで延期となっており、町内の事業やイベント等も中止、または延期になったものが多いと認識しておるわけであります。緊急事態宣言の解除後は開催できるものについては、これからも工夫をしながら実施していただけるような方向を示して参りたいと思っております。また多くの町民の皆様の新型コロナワクチンの接種が進んだとしても、感染予防対策は継続していかなければなりませんので、これまでと同様に新型コロナウイルス感染症の予防について、国や道の指針、方針に従い周知・啓発に努めて参ります。新型コロナウイルス感染症に係る町民生活や経済活動に対する影響を最小限とするためにも、引き続き感染予防対策へのご理解とご協力を賜りますようお願いを申しあげたいと思います。以上であります。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長に今お答えを頂きました。質問の作った時期とこの回覧等の時期との関係で質問したことに対しての内容がもう既に出ていている部分もあるということもそこは申し訳ないなと思いますけれども、ご理解をしていただいて答弁いただきたいと思います。まず、今の現状として1,584人中89%が希望を持っているということで、それらのことも全て準備が出来ているということで非常に高い希望者があって、非常に安心はしているところなのですが、ワクチンにおいてはある程度の数が割合で接種が進まないとその集団免疫ができないだとかというある程度のレベルのクリアというものが求められるのですけれども、そこに応じては強制ではない、任意であるということで中々指導的な部分は難しい部分はあろうかと思うのですが、今高齢の方は大変関心が高くて美深町でも高い予約率なのですが、ネット等の色々なアンケートの結果を見ますと早く打ちたいという方が40%ちょっと45%ぐらい。そして今はまだ打ちたくないという人が30%ぐらいいると。そして様子を見ながら考えたいという人が20%というようなそういう話も出ていると。その中で今後若い人、若い人というか65以下の人を打っていった場合には、このような高い予約率というのですかね。そういうものも少し難しいのかな。そして接種方法にしても集団接種という形はとりにくい状況もみられるのかなと私は思うのですが、それらに関してまず接種方法というのは今回の高齢者と同じような集団的に日程、

あるいは地域等を決めながら打っていく形になるのか、その辺に関してまず町長はどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご質問の件でありますけれども、89%の高齢者の予約率でありますから、かなり高いものがあるなと見ております。また既に医療従事者だとそういう方々の接種も進めておりまして、これが済んでいるという状況等もあるわけであります。従いまして、美深町の場合はインターネット等々の数字の報告等もありましたけれども、我が町においては、インターネットの数字にはこだわらないと言ったらおかしいのでありますけれども、その中にも我が町の数字も含んでいるのかなと思っておりますけれども、しかしながら我が町の医療、医師の状況等も鑑みて、厚生病院と既に集団接種については2日間、COM100で2回にわたって実施をするよということでありますけれども、それ以外については厚生病院で平日、土日以外に接種をするという、町内の医療事業にもよりますけれども、そういうことを既に厚生病院等々検討して進めておりますので、そういう方向を持って行くのだということをご理解頂きたいなと思っているわけであります。これで十分かと言えば、まあまあ十分、100%十分と言えないのかもしれないけれども、私としては最善の方向を取っているのではないのかなと思っているところです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、町長からその部分は聞いたところですが、まず64歳以下の接種は7月、来月からですか。疾患等のある人を優先して行うと。その後については、先程の行政報告では7月下旬くらいから打てるよう位想定して準備していくという形になるのですが、今言った、例えばこれ若い人になった場合には、高齢者と同じようなわけには恐らくいかない部分も出てくるだろうという中で、町がどのような情報を出していくかということは、高齢者の時もこれ4回、黄色い紙ですね。これはしょうがなかったと思うのですが、これは2月から2・3・4・5と4回、その都度、その都度の情報を出しております。5回目というのが今回覽版で回っている64歳以下の方の対応になるわけですけれども、最終的には4回目で決定したということの1回目の接種の日にち、2回目の接種の日にち、で3回目までは当然そういうことが中々流動的で決定できなかつたので、色々な情報提供にはなっているのですが、その中でもう既にここまで来た段階で、64歳以下の人に対しては、まだそこまでの決定は出来ていないようですが、これある程度国の方ではワクチンに関しては数が確保できているということで号令がかかっているわけですが、今後町が進めるその接種の計画、日程等がこれ具体化したらそれに合わせてワクチンが供給されることになるのか、あくまでもやはりそのワクチンが美深町に届く日を見たうえで、

その具体的な日程等が決定されるようになっていくのか。そこによって報告の仕方が全く変わってくると思うのですけれども、今現状としてはどういう状況でそのワクチン、道や国に美深町の計画を立てれば直ぐ供給されるような、合わせて供給されるような形になっているのかどうなのか。ちょっとそこをお伺いしたいと思うのですが。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 既に集団接種等々の部分についてはワクチンの目途がついているわけで。今後の若年層等の関係も含めてありますけれども、ワクチンの目安がついた段階に厚生病院と協議をしながらこういう、そしてこういう予定になるよという方針も既に出ていている部分もありますので、それにそって準備を進めているというような状況であります。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 後は、今町長の話で町としてはそれなりの準備を当然ながら進めていると。その部分がこれから打とうと、打てると思う人達は中々見えないですね。結局は町としては、何月何日に決まりましたというのは、それは報告としては絶対間違なく出せる部分なのですが、それまでは色々と流動的な部分があって不確定なものの中で情報を出すのが難しい部分があると思うのですけれども、その方に関してどういう状況にあるのか、というその情報の出し方、これ不安を抑えるために情報というのが出てくるわけですから、もう少しそういう視点での情報の出し方というのは考えられる部分ではあるのではないかなと思います。高齢者に関しては、私はこの日程等に関して非常に混乱の起きないような形で成果があるようにということで、大方の市民も理解をしている部分で評価はしておりますけれども、一方で他の町等がどんどん進む中で美深町何でまだ進まないのだという意見もこれ聞くわけですよね。そういった場合には、今現状美深の進めている取り組みを、私なりに、こうこうこういう状況だからもう少し待って、この日になれば必ず打てるのだから。そのため準備しているのでという話をそれなりにすると、なるほどなというように理解はしてもらえるのですけれども、私として何でそういう話をしなければならないのかということも変ではあるのですけれども、やっぱりそういう話をして市民にその日までちゃんと待ったら打てるんだから、間違いないからという話はするのですけれども。そういう意味で町が色々工夫をしながら苦労しながら立ててきている状況、計画が中々市民に理解されていない部分が多少あったのではないのかなという気がするのですよ。だからそういうことも踏まえて64歳以下の人のことをこれから高齢者と同じような形で集中してやるのは難しいかもしないので、そこに関してはその都度、その都度の状況合わせた情報というものを出していく必要があるのではないか。今まで月1回でこう

やって出ていましたけれども、これあたりも同じような形で持つて行くのか、その辺に関して実際の計画を進めながらなので非常に難しい部分はあろうかと思いますけれども、その辺に関して町民が安心できるような形での情報の提示の仕方というものをもう少し工夫できないのかなと思うのですが、町長はどうお感じになりますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほども申し上げましたけれども、64歳以下の部分については、今後については基礎疾患のない方々については、今月下旬といいますか6月下旬を持って発送して7月下旬から接種できるように致したいということを申し上げているところでございまして、先程申しました各家庭に1枚ずつ取ってもらうように広報だとかそういうものもさせて頂いているところでありますと、状況の分析等々については、出せる状況についてはそれぞれ私どももそれぞれの情報も集めておりまして、やっているつもりでおります。今後についても議員のご指摘のように月に何回というところまでは今段階では申し上げられませんけれども、逐一出せる方向、ワクチンの状況等々も踏まえながら行つていきたい。広報していきたいと思っております。コロナのワクチンの関係については、町民も心配される方、更にはそんなに心配されていない方様々な考え方あるようでありますけれども、国においては特に6月から12歳まで年齢を引き下げるという方向も出ておりますので、この部分については新しい状況でありますので、学校等々も十分な連携、そして保護者の考え方等々も聞き取りしなければならない部分もありますので、その辺のことを十分対策をとりながら、町としての対策本部も30何回も1年間通してありますから、1年以上経っているものですから、積み上げてきているつもりでありますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは、最後に聞いた町内のイベント等のことですが、町長が先程言ったように、やれるものは実施できる方向が基本という形でしたけれども、その中で当然状況を見ながら中止・延期になってきているということは私も承知をしております。それで、ある程度どこかでどのような線を引くかというと、今回のように緊急対策が出でいると。20日でどうなるかわかりませんけれども、そういうものがあるとこういう事態だからということは非常に言いやすい部分があるのですけれども、それが仮に解除になって、どのような形で北海道が残るかわかりませんけれども、そういった中でそういったイベント等をどうしようかという時に考えた時にはその時、その時の様子を見ながらということで対応するのは当然なのですが、1つの考え方として町民と話しても多くの方が思っているのは、これ折角ワクチンをこういう形で接種できるようになったと。そして高齢者

が7月中に目途がつく。その後に他の町民たちも受けるような形になったらある程度のそのワクチンが希望者に接種できた形、そしてある程度そこが1つのラインかな。それが終わらないうちは中々大丈夫だから集まろうというのは難しいのではないのかなという雰囲気があるし、そういう方が多いです。そして実際に解除になるというのはまだまだその先の話になろうかと思うのですが、現状としてその都度考えるとは言え、出来る方向で色々やっていきたいという希望はあったけれども、現状としてはやはりコロナワクチンの接種が最優先で町民の希望者に行った後で出来るものを再開していくという形になるのかなという気はするのですが、そこに関しては町長はどのように考えられているでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言ってみればコロナ禍にあっての会議だとか総会だとか、そういう催し物についてのご心配ごとかなと思って聞いていたわけでありますけれども、従前もそうでありましたけれども、緊急事態宣言中については、やっぱり中々出張等もままならないということで、多くはテレビ会議だとかそういうもので実施することにする。また町内にあっても私どもだけが主催者となって会議を進めるわけではありません。総会等も進めるわけではありませんけれども、多くの場合は書面会議だとかそういう形でみんなの了解を得ながら進めさせていただいている。今後も出来る限り総会をやってほしいという願いはあるのですけれども、総会等をやってほしいという願いは、催し物等もやってほしいという願いはあるわけでありますけれども、必ずしも私どもだけの主催者ではありませんので、それぞれの立場の方々と相談をしながら進めさせていただきたい。ただ町民感情としては、こういう時代なものですから、こういうコロナ禍の時代のものですから、なるべく出かけることは自粛といいますか、避けていきたいなという風ではある。しかしどうしてもやらなければならない会合、総会等があるわけでありますので、それについて催し物等も含めてでありますけれども、それはそれで肃々と進めることができればいいなという希望を持っています。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それではコロナコロナでコロナのことばかりであれなのですけれども、先程の行政報告の最後の方にもこれから町民に対しての呼びかけみたいなものがついておりますけれども、改めて今町民はコロナ禍の中で色々冒頭申し上げましたけれども、色々な意識を持ちながら兎に角頑張ろう、乗り切ろうということでそれなりに行動をとって、僕ら色々話を聞いた中で、そういう中で何というのだろう、何処にも出かけられないと。町が何をやっているのだと誰が悪い、彼が悪いというそんなことは全然聞こえてこないのですよね。本当そこに関しては町民の本当にそういう考え方だとかいうものは本

本当に誇りに思っている部分で有難いな。本当に自分らもその辺言われてどうするのかと言われたら、本当困る部分だったのですが、そこら辺に関しては本当に冷静に対応して非常に落ち着いて生活を送っているという形なのですが、今こうやってワクチンが見通しがつくようになってきて、ただそれだけで物が片付くわけではないと。まだまだ色々そのこれまでの生活に近いものに戻っていくためには、クリアしなければならない部分、見ていかなければならぬ部分がまだまだ多い中で、それこそ2年経っちゃうのではないのかなという気はするわけですけれども、そういったものに対して町民にまだ協力をしてもらわなきゃならない、辛抱してもらわないといけないものもあると思うのですが、折角の機会なので町長にもそこに町民に対してメッセージがあれば是非一言お願いしたいなと思うのですが。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私からのメッセージということもあるようありますけれども、実は本当に混乱なく進めさせていただいていることについて、非常に感謝を申し上げたいな、町民に感謝を申し上げたいなと思っているわけであります。ただ6月20日に今宣言が緊急事態宣言が北海道もどうなるかわからない。こういう状況であります。しかしながら先程申し上げました通り、その後についても3密を避けていくとか、色々なことを考えて行動をとらなければならない。言ってみれば生活防衛もしていかなければならぬ。こういう立場だろうと思っております。しかし美深の町民の方々本当にご理解をいただいて安心・安全な生活を送っておられるのではないのかな。ただ色々厳しい面もあろうかと思います。ただ混乱なく進められていることについては感謝を申し上げたいと思っているわけであります。皆さんに感謝したいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それではコロナに関して終了します。それでは続いての質問になります。次は産業の部分で、チョウザメ事業、次のステップはということで、ここ先月ですか。チョウザメの部分に関しては、新聞等でも随分取り上げていただいて、ああいう形で報道されていくということは、本当にチョウザメ少し次のステップに入ったのかなと非常に嬉しく思っておりますけれども、美深町が長年取り組んできたチョウザメ事業は、懸案であった辺渓の養殖施設が完成し、今年は成魚500匹あまりが放流されました。事業も新たな段階に入ったと思っております。目標であった稚魚5,000匹の確保の目途も達成されて、キャビアの商品化も今年実現をしたところであります。生き物が相手で手探り状態の中で、このような課題をクリアし、今日に至った裏には担当者の多くの努力があったことは容易に推察できるものであります。ただ、課題も多くまた町民の中にもこの

チョウザメ事業に関しては、否定的な考え方もあるのもこれは事実であります。事業が軌道に乗ることは申し上げるまでもありませんが、特産品として町が誇る1品に成長してもらいたいものであり、今後の展開について町長に伺うものであります。1、辺渓の施設の完成で、飼育環境が格段に充実しましたが、点在した各施設は今後どのように運営されていくのか。2、「チョウザメと言えば美深」という認知度のアップや商品開発・ニーズの掘り起こし、販路拡大はこれまで取り組んできておりますけれども、今後はますますウェートが高まるものと思いますが、PRや販売の今後の戦略をお伺いします。3番、町民に特産品としてのチョウザメの価値を再認識をしてもらい、みんなでチョウザメを盛り上げていく、このような機運を作る必要があるのではないかと思いますが、町長に見解を伺います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 2つ目の質問として、チョウザメの事業の今後のステップと言いますか、次のステップ。こういうご質問をされました。具体的には3点ほどになるわけでありますけれども、チョウザメ施設の関係でいえばチョウザメの辺渓の部分については、チョウザメの成育過程に合わせてチョウザメのふ化棟、更にはチョウザメの屋外稚魚水槽、屋外親魚水槽、こういう3つの事業を展開させていただいたところでございます。当初の計画から照らすと屋外親魚水槽であるとか、研究施設の整備がまだ残っているわけでありますけれども、施設整備についてはとりあえず一区切りをつけたいと思っているわけでございます。あと魚体等の大きさだとか、早く育てる方法、これらに主眼をおいて取り組んで参りたい。また5,000匹とか500匹とかという話もされましたけれども、その点については5,000匹を確保した状況であります。点在している施設等の話もありましたので、触れますけれども、今後どうしていくかということでありますけれども、将来的には集約をした方がよいのではないかと考える部分もありますけれども、私もそう思っておりますけれども今現状維持でやっていくことが望ましいのではないかと見ているわけであります。それぞれの施設の役割もございます。飼育するチョウザメを振り分けており、言ってみれば種苗生産用の親魚を飼育する施設、更には魚肉となる雄を飼育する施設。稚魚を飼育する施設。キャビア生産のための雌を主に飼育する施設。観光・観賞用を主にする施設となっております。同時に分散しているということは、それぞれ生き物でありますから何が起こるかわからないという状況があるわけです。ただそれそれに点在している関係、そして遠隔といいますか遠距離な部分もあるわけでありまして役割分担させていかなければな。そういうリスクもあるわけでありますけれども、先に言ったように何が起こるかわからないリスク分散のためにも今持っている施設を当面はこれらの施設を有効

に活用しながら進めていきたい。このような考えを持っているところでございます。2つ目に商品開発と販路拡大に関する今後の戦略について考え方を問われているわけでありますけれども、ご案内のように本町で初めてキャビアの瓶詰めを美深振興公社から販売することが出来て、1つの成果が上がったなと見ているわけでありますけれども、全国的にはインターネットの検索状況、更にはヤフーのトップページにも掲載されるなど、1つの注目も集めたという状況になっておりますけれども、キャビア生産といいますか、養殖事業は言ってみれば長年の経過がありますけれども、養殖事業という部分については、キャビアの生産含めてでありますけれども、安定生産にまだ向かっていない。若干時間がかかる今後も時間がかかるという考えがありますので、見守ってほしいなと思っております。更に申し上げますとキャビアの採取でありますけれども、去年はああいうことで生産して販売も出来たわけでありますけれども、実はとれる年ととれない年、親の関係でありますけれども、そういう年もあるのだということもご理解をいただいて、おかなければならぬと見ております。そういうことで稚魚の生産等についても、採れない年はどうするのだと、こういうことでありますけれども、北海道大学の水産学部だとか水産試験場などとの相互協力等もありますので、技術面等々については確立をある程度出来上がったと見ておりますので、安定生産に向けての努力をして参りたいとそのような状況で推移しているということを抑えてほしいなと思っておるわけであります。魚肉の関係等については、レストランの札幌の物産フェアの関係でありますけれども、観光地だとかP R販売、こういうものを進めている状況でありますのでご理解を頂きたいなと思っております。ただ今年はコロナの関係がありまして、今年と言いますか現在でありますけれども、飲食店であるとかホテルの需要が見込めないという状況でありますから、ただ振興公社として聞いているのは、連携をしていかなければならないと思っておりますけれども、各種の機会を捉えながら販路拡大と言いますか、開拓に向けて努力して参るということを聞いておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。最後に、チョウザメの特産品として再認識してもらって、みんなで盛り上げていく機運を作る必要があるのではないかというお話を頂いたところでございます。まさにその通りだなと思っておりますけれども、そして更にチョウザメ事業については、町民のご意見と言いますか、賛否両論もあるように聞いております。それらも私どもも承知しているつもりでおります。ただ長い年月要していること、更には過去の料理等についてあまり評判が良くなかった。言ってみれば不評があったこと等があるな。こういうご批判もあったものと理解をしているところでございます。過去の評判はともあれ、現在食材として提供しているチョウザメについては、飼育環境や調理方法などを工夫する意味で、食味や食感が大変良くなっているのだということもご理解をい

ただいておかなければならぬと思っております。更にびふか温泉に提供する料理だとか各種イベントの出品などによる、多くの人に食してもらっている機会を更に作って参りたい。町内においては、学校給食であるとか、厚生病院における入院患者等の給食にも食材として提供をいたしており、大変良い評価を頂いていると聞いているわけでございまして、少しづつ過去の悪いイメージが払拭されつつあると、こう感じているわけであります。町外の人と話していても、チョウザメと言えば美深だね。キャビアと言えば美深だねと、そんな話もこの頃色々なところで、私もふられるような立場になっているわけでありますけれども、今申し上げたというようなことも踏まえて着実に認知度があがるように、またPR効果も上がるよう努力をして参りたいと思っておりますので、町民皆様方にはチョウザメに対する考え方、特産品としてのチョウザメの認識を上がるよう、ご努力をお願いしたいと思っているわけでございます。あとふ化から育成、出荷までの安定的な生産に向けていち早く、これが繋がるように一層関係機関を挙げて努力をして参りたいと、もちろんでありますけれども、関係各位議員さんの皆様方のご指導ご協力もお願いしなければならないなと考えていますので、よろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） チョウザメ、今年たまたま新聞等でそういう記事も紹介しながら話をさせていただいたところなのですが、平成30年、だから3年前ですか。町長に聞いた時には、やはり1つ5,000匹の生まれて育ててという、当然5,000匹生まれれば良いわけではない。当然残る割合がありますので、稚魚幼魚として5,000匹の循環をまず作るのが最初の目標という形の答弁をいたいで、中々難しくて今町長のその答弁を見ても、中々そこはスポット答えにくい部分がある中で、色々課題を一つひとつクリアしながら取り組んできているのだということが、よくわかるのですけれども、そこで5,000匹というものが、それから3年目の春で達成できそうな状況になっているということですけれども、今年に関しては、まだわからないと。キャビア生産にしても同じようなことが言われておりますけれども、まず安定的に今後確保していくということが当面の目標だとは思うのですが、そこで必要になってくるというのが、このふ化の技術なのか。技術的にはある程度いっているけれども、中々生き物相手で思うような形のものが残らないということだと思うのですが、そこに関しては、技術は良いけれども後は実戦経験なのか。その辺に関しては現状はどう捉えておられるのでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どう捉えておるということありますけれども、20年産ですね。

昨年の状況でありますけれども、5,000匹を確保したというように見ていて、稚魚残っている数も5,000匹もっと多い数字で押さえているわけであります。ただ21年といいますか、卵の持ち方等々、親魚の状況等々も今調査をしている最中でありますけれども、中々そうはいっていない。従って関係機関といいますか北大水産学部だとか試験場だとか、そういうところからも調達をするような形もとらなければならない部分があるのかなと見ているわけで。その辺は関係機関とのやり取り、とれる時期、とれない時期あるわけでありますから、その辺の調整もしなければならない。そういうことでなるべく当初計画通り5,000匹、5,000匹のサイクルを確保していかなければならぬという考え方を持っています。そういうことによって上手く回っていく。こういう状況を作りいかなければならぬ。こう見ております。ただ、そこで先程申し上げましたけれども技術的には、1つの確立がなったと見ているのですけれども、それに携わる職員等も育ってきたと見ておりますけれども、しかしながらまだ分からぬ部分、未知の部分、どうしていくかとこういう部分もあるわけでありますので、今後ともこれらについては注意深く見ながら努力をして参りたいということでございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、町長の言った部分に関しては、この間の新聞等でもちょっと出ていましたけれども、恐らく卵の5,000匹というものは今回出来たとしても、卵を蓄える雌がどれだけ安定的に今度卵を探るかと、今度はそういう課題も出てくると思うのですが、今年に関しては卵を抱えている雌が少ないような状況だと。そして北大には、その部分を多分北大は、美深だけとの関係ではないので色々なことの関係の中で稚魚を供給してくれる部分もあるかなと思うのですが、そういった中でやはり技術はある程度出来てきたとは言え、北大との関係というものは色々な稚魚の確保だとか色々な部分でやはりずっと非常に大事になってくるのかなという気はするのですけれども、その辺で前回もちょっと話した時に、コロナ禍ではあるけれども北大との関係は良好に保てている状況にあると伺っているので、そうなると先ほど言った5,000匹、その魚が親になって子どもを卵を持ってという循環までには、町長が先程言ったように長い目でまだ見ていかなければならぬ部分があるのかなと私は思っているわけですけれども、そういった中でこれからも長い間北大の先生たちも変わるでしょうけれども、生徒たちも変わる中で、そういう良い繋がりの中で継続を、関係を継続していくということは今後においても非常に大事な部分になるのかなと思うのですが、当然町長も恐らくそういう考え方でおられるのではないかと思うのですけれども、そこに関しては今後どのような形で進めようという思いでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 質問された議員さんの内容等についてご理解を頂いているのかなと思っておりますけれども、北大等々の関係、他の関係機関等との関係もあるわけでありますけれども、関係を密にしながら、そして特に北大との関係等については学生等もそれと親魚の確認だとかそういうので来町しておりますので、そういうことも含めて非常に大事な、北大としても大事なフィールドというように押さえているのではないかと思っておりますので、我が町言ってみればチョウザメの先進地でもありますので、チョウザメと言われば美深町と言われるような取り組みをして参りたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは、チョウザメの今後の販売だとかPRについて、ちょっとお伺いしたいのですが、まず2番目でどのような販売戦略かという話だったのですが、キャビアは今年、ああいう形で非常に話題にもなった部分がございました。北大の足立先生と話した時に、美深にそのチョウザメのことで、こういう関りを持つきっかけになったというのが、1つとして美深は卵だけを狙っているのではなくて、チョウザメを長い間飼育して、そして食にまで入っていると言ったらおかしいけれども、食にまで進んでいる。そういったことに魅力を感じて美深町と色々そのチョウザメの研究をしていきたいという思いがあって、先生は先生で色々な思いがあるようですが、食という部分、先程料理によっては美味しいもの、またそうでないものも色々あるような話も町長から聞きましたけれども、食にまで美深町が来ているということを大変高く評価していた部分がある。ただその食というのも当然キャビアは確かに目玉商品でしょうけれども、その食というものをもう少し色々な形でPRしていくける部分があるのではないか。例えばネット販売等ありましたけれども、今美深町のふるさと納税の中では133品ほどあるのですけれども、チョウザメはそこに1つも入っていないのですよね。チョウザメで販売金額を稼ぐというのは、それはまた別かもしれないですが、そういうところに1つ乗っかることによって、美深のチョウザメというものが表に出るということも活用出来るのではないか。3番のそのPR、町民の中にも色々再認識してもらう機運づくりという部分にも重なりますけれども、インターネットというものは、これやっぱり今無視できない非常に優れた媒体になっていて、例えばふるさと納税のところをやっていくと、当然美深のチョウザメのことをそこから知る人も当然出てくるだろう。そしてチョウザメという検索をするとこれ残念ながら美深町は3ページくらい開かないと出てこないのですよね。他の町はチョウザメの取り組み出てくるのですけれども、それは検索の仕方だとか何回引っ張ってくるかにもよって変わるとは思うのですけれども、私のパソコンでは3ページ開かなければ出てこな

かった。そして美深町のオフィシャルトップページでチョウザメというものを見ようとした時には今載っているのは、チョウザメ館コロナにより閉館のお知らせ、このこと1個だけです。他はチョウザメは出てこないです。探さないと出てこない。トップページの中でチョウザメに触れているのはその部分だけです。観光協会はどうか。観光協会のホームページに行くと美深町の背景色々単位で色々なものが出てきます。その中には背景には牛、羊、ビール、宿、トロッコ、松山湿原、そういうものが順繰り順繰り時間をおいて出てくるのですけれども、残念ながらチョウザメは出てこない。そういうことでいくともう少し、何ていうのだろう折角チョウザメというものが認知されつつある中で非常にもったいない。何とかもう少し美深町とチョウザメというものが自然に多くの方に触れられるような形をやっぱり意識して作っていかないと、中々広まらないのかな。町民に関しては、皆、町民はチョウザメは知っているのですよね。当然です。ただ美深町、チョウザメと言ったらチョウザメかいというものじゃまだまだ物足りない。自信を持って美深はチョウザメだよねと他の町の人にも言えるようなやっぱりそのようになるようにせっかくここまで来たものをしていかない手はないのかな。是非とも誇りをもった1品になれるように我々もそのように応援していかなければならぬと思っていますし、そのようなそれこそ町長がよく言われる機運づくりって僕も使わせてもらったのですけれども、是非そのようなきっかけ作りを色々な方面でしていくべきではないのかなと思いますけれども、ちょっと時間が大分迫ってきたけれども町長にもう1回そこに関して見解を伺いたいなと。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ネット社会といいますか、そういう面で残念ながら美深町のチョウザメはまだまだ全国展開なっていないこういうご指摘があったのかなと思っております。そういうことも含めて色々検討させてもらって内部で色々協議をしながら、やれるものやれないものそして宣伝するものしないもの等々を振り分けしながら取り組んで参りたいとこのように思っております。先程冒頭、魚肉の関係の話も出ました。そして私も前の話でありますけれども少し不評の時代があったのだけれども、ここに来て非常に好評で良い方向に向かっていると、こういうことも申し上げたところでありますけれども、そういうことも含めて努力して参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げて答弁に代えさせていただきたいと思います。

○6番（藤原芳幸君） 議長、終わります。

○議長（南 和博君） 以上で6番 藤原議員の質問を終わります。

次、1番 名取議員。

○1番（名取明美君） 高齢者の見守り強化は安心して生活できる町づくりに繋がります。

項目　社会福祉。件名　高齢者の見守りについて。質問の要旨　美深町においては、高齢化が進展する中、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯割合が増加することが見込まれます。その中で地域の力で支え、早期に異常に気づき、命を守る仕組みである「見守り」は、高齢者が安心して在宅生活を継続していく上での基盤となるものです。現在見守り活動については、地域の実情に応じて自治会、民生委員など様々な取り組みが行われており、そのひとつとして美深町と事業所との「美深町地域見守り活動に関する協定」が締結され、孤立の防止及び支援の必要なものを把握することにより、地域福祉の向上を図っています。協定を結んだ事業所は支援が必要な高齢者を把握などしたとき美深町「地域包括支援センター」へ連絡し、その後高齢者宅への訪問が行われることになります。また緊急な状態（病変等）の場合は、消防および警察に連絡し対応することとなっています。このような見守り体制の構築により高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう取り組みが進められています。今後、見守り体制の強化のため、協力事業所をはじめ、さらにボランティアと各自治会、行政など関係機関が相互に連携・協力していくかなければならないと思いますが、町長の所見を伺います。1、美深町の見守り体制の強化について、今後の在り方をどのように考えているのか。2、事業所との協定を更に広げていく考えはあるのか。3、充実した見守りとして現在行られている協力事業所による「安否確認」や「異変時対応」に加え、行政も含めた「こころのケア」を行う考えはないのか。また、メリハリある、効果的な見守り強化として「春の見守り月間」「秋の見守り月間」を行ってはいかがか。町長所見よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君）　山口町長。

○町長（山口信夫君）　只今、名取議員の方から高齢者の見守り対策等についてのご質問をいただいたところでございます。具体的には3点ほどありましたけれども、1つずつお答えをしたいと思っております。まず1点目の高齢者の見守り対策、更には今後の在り方。2点目の高齢者事業所との協定の拡大についてのご質問でありますけれども、現在北海道新聞、更にセブンイレブン、コープ宅配システムトドックですか。更に郵便局との4社の協定を持っているところでございます。先程のお話の通り訪問時における異変がある場合には連絡をしていただく。こういうことになっております。新たな事業所との提携については、今のところ特別予定はないわけでありますけれども、協定という段階ではありませんけれども、協力をいただける事業者とは更に締結をすることもやぶさかでないのかなと思っています。高齢者の異変の早期発見に努めたいと考えているわけでございます。また町内の商店だとか金融機関だとかこういうところとは締結をしておりませんけれども、現在高齢者に異変が見られる場合等については、包括支援センターに連絡をしていただい

て、支援に繋がることがなにかないのかなと考えているわけであります。更に町で実施しております買い物宅配サービス、更には配食サービス、移送サービス事業の委託事業者にも連携を図って参りたいとこのように考えております。今後とも民間事業者との連携を図りながら高齢の方の異変を早期に発見をし孤独死、孤立死の防止だと認知症の人の早期支援に繋げたいと考えているわけであります。見守り対策の今後の在り方についてでありますけれども、新たな対策として社会福祉協議会の生活支援体制整備事業の中で、生活支援コーディネーターと連絡をしながらボランティアによるお話しボランティア、訪問ボランティアなどによる見守り活動についても現在検討をしているところでございます。特に閉じこもりがちな高齢者については、人との接点が少なく、更に要介護状態になりやすい傾向があるため、定期的に見守りを行い、早期の支援や定期的な人との繋がりを持つことが介護状態の予防や悪化防止に繋げることが出来ると考えております。これが1、2の質問に対する答弁でありますけれども、最後の3つ目のこころのケアという部分について、高齢者的心のケアの部分について申し上げますけれども、効果的な見守り強化月間についてでありますけれども、昨年はコロナ禍の中で、包括支援センターの事業として80歳以上の独居の方に電話での実態調査をさせていただいたところでございます。今後も80歳以上の独居の方については、必要時に包括支援センターから生活状態の確認を行いながら、早期の支援が出来るよう継続して取り組んで参りたいとこのように思っております。その見守り対策として1つは、民生委員による安心ほっとカプセルの配布だと確認の訪問についても継続して行って参りたいとこう考えているところでございます。先程答弁いたしましたけれども、ボランティアによります訪問や声掛けなどの新たな取り組みについても検討して、高齢者のこころのケアを中心とした効果的な見守り対策を行って参りたいと思っているわけで、民間事業者をはじめ様々な関係機関と連携を図りながら、町に住む高齢者が安心して住み続けられるように取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいなと思っております。なお、我が町の独居高齢者数、令和3年3月の数字でありますけれども、352人程というように抑えております。あと民間業者との見守り協定の関係等については、協定の締結等については先程申し上げましたけれども、北海道新聞だとかコープの宅配のトドックだとかセブンイレブンだとか、郵便局等々、残念ながらこれらからの通報といいますか、という部分は残念ながら1件しか今までのところなかったという状況でございます。新たな民間業者に想定できるのは残念ながら佐川急便はこれらの事業に取り組んでいない。しかしながらクロネコヤマトだとかセイコーマートだとかそういうところも取り組んいるように聞いておりますので、そういうことは出来るのかどうか、これについても調査、考え方等を追及して参りたい。孤独死についても若干申し上げまし

たけれども、孤独死というのは一般的に言われているのは7日以上の放置している状況を言うようありますけれども、今までのところ年度によって異なるわけでありますけれども、本当にその年、その年でありますけれども年度1、2件という状況でございます。具体的に言えば30年度で2件ほどあったわけでありますけれども、31年度は1件、令和元年度は1件という状況でございます。今年の状況については、今のところまだ出ていない。ほっとカプセル等の設置の状況については、今までも設置の数等々については発表してきておりますけれども、400以上の設置数になっておりまして、それらも少しづつ増えてきているという状況にあることを申し上げましておきたいと思います。民生委員の訪問件数でありますけれども、1,740件ほど昨年度の数でなっているのだという報告も受けているところでございます。以上であります。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 第6次総合計画のまちづくりアンケート調査において、今後も美深町に住み続けたい、どちらかと言えば住み続けたいと回答した人は、約70%になっており、多くの人は出来る限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを望んでいます。町長がおっしゃいました通り、協力事業所により体制が整えられていると感じております。事業所の見守りについては、安否確認と異変時対応がメインと私は思うのですが、町長もその辺はどのように思われていますか。お願いいいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 安否確認だとその辺のことも非常に大切だと考えておりまして、そのような方向で答弁したつもりでもあるのですけれども、そのように感じております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 先程も町長が言われておりましたように、前回の一般質問において、80歳以上の独居の高齢者に電話にて状況把握を行ったことは、高齢者が行政に期待する見守りの形として理想的でした。コロナ禍の中で顔を合わせなくとも行政が私たちを心配してくれたことに対して感謝し、安心して自分の家で生活できることの喜びに繋がりました。これが行政の役割であり見守りの形だと私は思います。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 高齢者へのそれぞれの電話だとか、そういうものを高い評価を頂いたところについては非常に感謝を申し上げたいなと思っております。またこれらのことが非常に重要だということも付け加えさせておきたいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 北海道新聞にて各市町村で事業所との協定を結んでいる記事を見ました。美深町はどうなのか。ホームページで調べましたところ、先程も町長も言われておりましたが、4点の事業所と協定を結んでいました。その時、はじめて見守り体制が整っていることを知りました。このことは美深町の高齢者の方々の多くは知らないと思います。勿体ないです。何故かというと行政が高齢者の見守り活動の協定を結んでいることを知らないからです。また十分な広報がされていないのではないかとも思います。高齢者にとっては重要な情報であるのに、伝わっていないことが勿体ないです。協定を結んだ事業所の存在は助かる命を助けるという役割があり、高齢者が安心して在宅生活を継続するための基本となります。更に事業所を増やし、より多くの人の目で見守り体制を強化していくだきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それなりに見守り体制が整っているのだよと。ただ残念ながら十分に知りせていませんが、広報等が不十分ではないのかというご指摘でありますので、その辺も意識しながら今後の対応等について十分対応をとっていきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 現在、地域の見守り活動については、各自治会、民生委員などを中心に情報交換しながら行っています。しかし、各自治会の会員数が美深町の人口減少に伴い減少しています。また高齢世帯の割合も増加している中、自治会の活動世代も減少しています。つまり若い人が少なくなっているのが現実です。地域力が徐々に低下する傾向が心配されます。今まで各自治会が行ってきた見守りが徐々に難しい状況になると思われます。地域力を高め、美深町民が安心して暮らせるよう行政も含めた地域全体で見守り体制を構築していって頂きたいと思います。つまり行政も見守り体制に連携、協力し進めていかなければ地域力は維持できません。町長どのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言ってみれば、人口減少、更には高齢化という社会にあって地域力が非常に落ちてきているのではないかという心配がありました。そういう中にあって、我が町の連携と高齢者に対する見守りの連携といいますか、そういう部分について行政だけでは中々手が回らない部分もありますから、各団体等に訴えながらより充実するような形で取り組んで参りたいと思っておりますので、より充実させる方向で努力して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。ただその中で、各団体におかれても組織におかれても、町の考え方等々もこのようにあるわけでありますので、ご理解ご協力のほ

どよろしく申し上げておきたいなと思っております。ただ決して協力がないということを申し上げているわけではありませんので、その辺の誤解のないようにもお願ひしたい。より進めてほしいということでございますのでよろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 高齢者だけにとどまらず、様々な相談窓口が行政に設置されていますが、高齢者の困り事相談もより使いやすくなるよう願っています。このようなことを相談してもいいのだろうか。また今、相談しなくてもいいやと思ってしまい、解決しないまま徐々に不安が高まっています。これをケアするため相談窓口をアピールし、見守りの充実として春の見守り月間、秋の見守り月間などにより、メリハリのある効果的な見守り強化を行ってはいかがでしょうか。美深ニューパブリック協議会は、防災情報端末機により定期的に流しています。美深ニューパブリック協議会の会員も増えていると聞きます。このように春、秋の見守り月間の期間中に、度々防災情報端末機により定期的に流すことで相談窓口の利用を促していただきたい。これが今年から準備期間に入りました、困り事相談事業にも繋がると思います。つまり、高齢者がとりあえず相談してみようか。また見守り月間だから相談してみようかなど、相談しやすい環境づくりをしていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言ってみれば、相談しやすい体制づくりをどうするかということありますけれども、非常に大事なことが今言われておるなと思っているわけで、そういうことを意識しながら月間のこともありますけれども、そういうことも含めながら将来に向かって検討していく年にさせていただければ、有難いなと思っております。高齢者の方々がこんなことを相談したらいいのかと、そういうことではなくて相談しやすい体制、私自身もたまには相談受けることもあるのですけれども、的確な回答ができない場合もあるのですけれども担当の方にきちんと相談する、そして相談窓口を設けるということも意識してかかっていかなければならない。高齢者の見守り体制の中で十分検討を加えていきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） ある高齢者の方が行政が高齢者のために行ってくれることがうれしく感じ、美深町で生活できることに感謝し安心して暮らせることを有難いと思います。とおっしゃっておられました。これが最後の質問となります。協力事業所が美深町の見守りの基本となり、各自治会、民生委員など関係機関と行政も含めた見守り体制が構築され、高齢者が困ったときは、相談しやすい環境が整った安心して暮らせるまちづくりとして、

見守りの強化をしていただきたいと思います。最後の質問です。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 十分に言われましたことをしっかりと聞き留めておいて、そしてまた担当課も出席しているわけでありますけれども、これらのことに対する十分伝わるように努力して行政の中でも、ただ行政の中では限りがございますので、それぞれの団体、ボランティアを含めてでありますけれども、ご協力、ご指導のほどをよろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきたいと。

○1番（名取明美君） 緊急事態宣言の中ですので、簡潔・明瞭に質問させていただきました。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で1番 名取議員の質問を終わります。只今から暫時休憩します。再開は概ね1時15分、午後1時15分といたします。

休憩 午後1時07分

再開 午後 1時14分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは一般質問をはじめます。いつも私は、この壇上に立つにあたりまして、一般質問の内容につきましては、提案型の質問を繰り返して参りました。それはこの美深町の政治の在り方、どうあったらいいのかということも加えまして、より良い方向性を見出すための一般質問という形で私は取り上げてきたつもりであります。町長と喧嘩をするつもりはございませんので、私がこれから述べることにつきまして、率直なご意見更には検討課題があるのであれば率直に検討課題として取り上げていただくよう申し述べるものであります。今回は2つの点について質問をさせていただきます。まず1つ目は行政の関係でございまして、びふか版「新しい生活スタイル」の展開は。我慢の限界に打つ手は無いのかというタイトルでございます。去る3月議会で発表されました町政執行方針では、令和3年度から始まる第6次総合計画の町の将来像を「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」と定め、誰もが安心して快適に暮らすことができる町を目指すとして、その実現に向けた確かな一歩に意を配したとあります。しかし、このスローガンとは裏腹に現実の住民生活は様々な制限と我慢の連続でございました。安心して快適に過ごせることが出来ない状態が未だに続いているということでございます。突然起こりましたコロナ禍という現状ではありますが、発生から既に1年半以上経って、やはりもう少し知恵

を出して行政の様々な分野において制限と我慢を克服するような「笑顔あふれるまち 美深」となるような仕組みづくりが今求められているのではないかと思っておりまして、びふか版「新しい生活スタイル」の構築と展開が必要と思うところでございますが、様々な行政分野において町長はどのようにこれらの問題について考えておられるのか、そのお考えをお聞きしたいと思ってございます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員からびふか版「新しい生活スタイル」の展開は。我慢の限界に打つ手は無いかということでご質問をいただいたところでございます。まず、第6次の総合計画のスローガンとして、「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」というまちづくりの推進テーマとさせて頂いているわけであります。その辺については、第5次と少し様子が変わってきたな。それは取りも直さず人口減少だと、高齢化社会に向かっているというところでこういう1つの輝くまちづくり みんなでつくる美深というスローガンに変えたところであります。ご理解をいただきたいな。ただそういう中でありまして、ただ今コロナ禍における自粛生活ということで1つの我慢の限界ではないかというようなご質問を頂いているわけでありますけれども、少し考え方といいますか、少し次元が、6次総合計画の未来へ続く 笑顔あふれるまちというまちづくりの推進テーマとの次元が少し違うのかなと思って聞いていたところでございます。計画のテーマとして、追求しなければならないわけでありますけれども、言ってみれば第6次の総合計画ですね。これはこれとして追及していかなければならぬテーマとしてあるわけでありますけれども、コロナ禍の中にあって、今必要なことを町全体として実行していく重要な時期だとこのように認識しているわけであります。そういう中にあって、これまで国や道の政策、更には道の政策、こういうものを取り入れながら感染予防対策だとか経済対策、こういうものを進めてきたと。言ってみれば柔軟に我が町に溶け込むように推進してきたところでございます。しかし一方では町内でも感染者が確認されている状況、更には町民の不安は大きくなっている状況、ということもあるわけでありますけれども、今後も含めて安心・安全なワクチン接種を進めると共に、大切であります今まで以上の感染予防対策を当面取り組んでいかなければならない。こういう立場にあるわけでありますと、そんなことを考えると非常に大事な時期、大事な時だと思っておりますけれども、町民生活や経済活動に対する影響が非常に大きなものがあるなと思っておりますけれども、引き続き感染予防対策への取り組みについてご理解を賜っておかなければならぬと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長の方からは次元が違う話だと言われましたけれども、やはり

町民は先の一般質問の中にもありましたように、やっぱり皆さんしっかりと感染予防対策をそれぞれが受け止めて、今までずっと続けてきているというようなことであると思います。やはり今、ワクチンの接種というのが1つの大きなクリアポイントかなと考えるところでもありますけれども、しかしこのワクチンの投与後もコロナの収束には2年、あるいは5年という専門家の方もおられます。その間、今まで進めてきたコロナの感染予防対策というのは、確かに国や道の方針に基づきやってきておりますけれども、概ねはやはり住民に我慢を強いるような中身だと思っています。最低限の対応を進めながらやはりしっかりと町の中で旧来に匹敵するような住民活動なり社会活動なりそのようなことが展開できるような形を行政としては進めていく必要があるのではないかと思っておりまして、色々私もホームページ等で拝見したところですが、厚生労働省のホームページの中にその具体的なこの感染予防対策の実践例が示されております。PDFにまとめた1つのページになっていますけれども、その中で4つの項目に分類して、1つ目には一人ひとりの基本的感染対策というものがございます。2つ目には、日常生活を営む上での基本的生活様式。3つ目には、日常生活の各場面別の生活様式。更には4つ目には、働き方の新しいスタイルという形へまとめ挙げた国のこれから感染予防対策の中での新しい生活様式の実践例として挙げているところでございますが、この中で私ずっと目を通しながら非常に参考になるなと思ったところが何点かございます。それらについて今、申し述べますけれども1つは、一人ひとりの基本的感染対策として人ととの間隔を出来るだけ2mあける。外出時や屋内、会話はマスクを着用、手洗い・手指消毒。2つ目には、日常生活を営む上での基本的生活様式として密の回避、小まめな換気、運動や食事、適切な生活習慣の理解と実行となっておりまして、これらを踏まえた上で3つ目として日常生活の各場面で生活様式を挙げています。その中に非常に先程申しましたように行政として本当に住民の笑顔を取り戻すようなそういう実現に向けた対応すべき課題というのが出て参りましたので、私なりに提案をさせていただいて、それらのことが取り入れることが不可能かということについてお聞きしたいと存じます。1つ目は、買い物という欄がございまして、5つ程の項目が出ています。通販を利用する。1人または少人数で空いた時間に。3つ目に電子決済の利用。4つ目に計画を立てて素早く済ます。5つ目に、サンプルなど展示品への接触は控えめに。更にレジに並ぶときには前後にスペース、という形で買い物の仕方について、具体的な例として出している。この中に注目したのは、電子決済の利用という観点です。色々メリットデメリット当然出てくると思いますが、今、美瑛町は域内限定の地域電子通貨というものを実際、全町民に配りまして、それによってプレミアム商品券ですとか、あるいは美深でいうまんぷく券のようなものをこの電子通貨にのせて、町民に電子決算の利用を促進する

ような施策を進めています。それらもやっぱり研究し進めるそういう時期、段階にあるのかなと思いますが、それらについて考え方を1つはお聞きしたい。それから娯楽スポーツ等という項目がありまして、これも公園の利用の空いた時間や場所を選ぶとか筋トレ、ヨガは十分に人との間隔をおいて、あるいは自宅で動画を活用してやるとか、ジョギングは少人数でとか、すれちがう時は距離をとるマナーを、あるいは予約制を利用してゆったりと狭い部屋での長居は禁物、無用。歌や応援は十分な距離かオンラインでという形で載っていますが、ここで1つ注目したのが予約制を利用してゆっくりとという項目です。現在、非常事態宣言の中にあって、文化会館COM100については、使用禁止の状態が続いています。様々な文化サークルの例会、あるいはイベント等ですね。皆さん大変苦慮しています。会議が開けない、あるいはサークル活動ができないということについて、やはりこれらも予約制をとって十分に感染の防止になるような対策をとりながら進めたら、これは1つ2つと解決できる問題が出てくるのではないかと思っているところです。あるいは、体育館の利用や図書館の利用についても、やはり予約制の中で密にならない政策の中でこれらを進めたら、より多くの人たちが旧来の日常に戻っていけるようなそんな住民活動が進めることができるのでないかと思うところです。これらについて考え方をお聞きしたいと思います。それと次に、公共交通機関の利用という項目がございまして、この中では会話は控えめに、混んでいる時間帯は避けて、徒歩や自転車利用も併用するというようなことで書いてありますが、ここで感じたことは我が町の公共交通の現状です。非常に様々なデマンドバスやあるいは住民の足となるべき施策は他の市町村よりは遙かに進んでいるということは私も認めるところでございまして、非常に素晴らしい施策を進めているということなのですが、ただこのコロナ禍の中では特に町の中のフレンドバスについては利用が相当落ち込んでいるということもお聞きしました。これについて、やはり今の場合はバス停から目的地のドアまでというところなのでしょうけれども、旧来から私もずっと主張しているように各乗りたい方のドアから行きたい目的のドアまでするとこの辺の問題も少しは解消できるのかなと思っているところです。折角の機会ですからこういう時にしっかり研究を進めてそのような仕組みに作り上げていくということも大事かなと感じたところです。それが3つ目です。それから4つ目は働き方の新しいスタイルということで、ここにはテレワークやローテーション勤務、あるいは時差通勤でゆっくりとオフィスは広々と、会議はオンラインでそれから対面での打ち合わせは換気とマスクという形で具体例が載っています。ここでもテレワークやローテーション勤務については、既に行政の中では進めているとお聞きしていますけれども、更に会議はオンラインでということも合わせて、しっかりできるところはこういう形に進めていくのも行政としての日常を取り戻すための1つ

の方策かなと思います。その辺の取り組みについて、是非町長の考え方を聞きたいと思っているところです。そういう意味で今あげた事例を色々提示しましたが、これらの内容について検討を加えて私がここで言うびふか版の「新しい生活スタイル」の構築というが必要と思うところですが、今、町としてその用意があるのかどうか。用意があるとしたらその検討を今進めている段階なのか。その辺について更にお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員の方から限界ではないのかなということで、ご質問をいただいている。我慢の限界でないのかなという立場でご質問をいただいているわけあります。そしてまたそれぞれのこれは1つの提案であるというようなこともおっしゃられてご質問をいただいたところでございます。その中にあって1つは厚労省の関係でありますけれども一人ひとりの感染対策をとって、言ってみれば予防対策、密にならないようどうすべきかというようなこともおっしゃられていた。更には買い物支援の在り方、決済への関係、その中には電子決済だとそういうものも入れて頂いたところでございます。更には、場所の設定といいますか、ということでどうやってやるのか。場所の設定そしたら恐らくどうなるかわかりませんけれども、6月20日で道の緊急事態宣言も終わるのかどうかわかりませんけれども、そういうことも予想しながら予約制だとそういうこともおっしゃられたのかなと思っているわけであります。そういうことを前提にすると場所の設定だとかCOM100のこと等も触れられましたので、申し上げますけれども私としては非常に今、緊急事態宣言の場合でありますから非常に難しいのでありますから、それが明けるとすれば予約制だとかそういうものでご相談になればケースバイケースによっては共にいい方向を見つけることが出来るのではないか。我慢の方向といいますか、そういうことも少しは緩和されるのかな。ものによっての話でありますけれどもお互いの感覚を大事にしながら、そしてそういうことが可能になるのかどうかということを検討することになってくるのかなと思っております。またこのイベントの予約といいますかそういうものも含んでいるのですけれども、今言ったようなことでそういうことも含めてご相談だったり色々な機関、団体等々との会話も言ってみれば書面であるだけではなくて皆が集まって、限られた人数だと思いますけれども、ということも工夫としては検討する価値があるのでないかなと思っております。また公共交通の面ではコロナ禍の時代にあって、今非常に一生懸命で、美深町長は、中々いい取り組みをされているのだこういうことで認識はしていただいているなと思っておるわけでありますけれども、しかしながら今やっている交通網を町は地域バスといいますかバス等があるわけでありますけれども、ただバス停をそれぞれ設けているわけで、ドアからドアへそういうやつを検討するというの

は中々難しい課題が、あえて私からは申すわけでもなくて、地域協議会だとかバス会社の関係だとか、色々な難しい問題があって、そう簡単には出来るものではないなと思っている。したがって今の段階では非常に難しいということだけ申し上げて、提案型という質問もいただいているわけでありますけれども、一定の考え方でお答えをしておきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 是非検討を重ねていただきたいと思っています。最後に指摘されましたドアtoドアのデマンドバスの関係、フレンドバスの関係については、また機会を見て、しっかりと中身について提案をする形で一般質問等に進めていきたいと思っています。いわゆる今お話しました新しい生活スタイルということなのですが、午前の中で名取議員の方からは高齢者の見守りのことについて質問がございました。私もこれについては、一定程度用意してきました。また名取議員から要介護者の増加が懸念されるという1つの指摘がございました。町長の方も答弁の中では、今300人ほどの要介護者が3年で倍増することはないと。ましてや第8期の介護保険事業計画の中では、その推計の中で見込みとして3年間で2%程度の上昇だと。その後は減少の傾向にあるというような答弁がありました。それはそれとして、ただその計画策定にあってはコロナという問題というのが入っているのか入っていないのか。その辺のところちょっと疑問だったところであります。高齢者の新しい生活様式の中ではとりわけ今その見守りの問題が出て来ていますけれども、私は様々な今事業体、町の行政もさることながら、民生委員だったり地域の自治会であったり、あるいは社会福祉協議会だったり、様々な重複する形でこう見守り体制を作り上げていくと。協定も何社か結んでいるということでございましたけれども、その中で、やはり充実した見守り体制というのが、私は必要ではないかと思っています。全国で色々参考事例を見ますと、もっと充実した形でしっかりとネットワークの中にそれぞれの対象者をしっかりと組み込んでいくということが、やっぱりこれから大事かなと思っています。今はその単体ごとにやっていて、それが一定程度、月に何回かわかりませんが行政の方としり合わせをしながら現状分析をして対応しているというのが現状だと思いますが、それをもっとネットワークをしっかりと強固なものにしていくというのは、これから課題ではないかというように思っているところでございます。そんなんで例えば提案型ということでございますが、今ある防災端末を活用して独居や高齢者への基本的生活様式の呼びかけ、あるいはチェックシステムそれらの構築も不可能ではないと思います。ある町にあっては、今現状では電話による確認をしたというお話をありました。それも1つですが、高齢者わりと電話されるのが嫌だという人いるのですよね。正直なところ。それよりも電

子的な音声で日々の確認を何項目かあります。その確認を毎朝することで自分が生きているんだということを伝えるそんな仕組みをとっている自治体もあります。さらにはそれにその1つの方向については、ポイントをあげるよという形の取り組みもしています。それは毎日の自らの報告をポイントをくれるということで一生懸命になって高齢者は進めているという自治体もあります。やり方は色々ありますからそれがいいというのではないですが、れども、そういう色々工夫をして、やはりいくような形は1つは必要だと思っていますが、とりわけ今ある組織を更にネットワークを強化していくというようなそういう取り組みがやっぱりこれからの中では必要かなと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） コロナ禍の中での限界ということでご質問、更には提案を頂いておりますので、その中にあって、コロナ禍にあって色々なやり方、場合によってはポイント制だとかそういうことも検討したらどうだというような話もございました。しかし中々色々やっているわけでありますけれども色々課題といいますか、問題といいますか、そして相手が例えば行政だけであるわけではありませんので、色々な形で色々な団体にお願いする場合での具体的にどうするという提案をさせてもらったり、また受けたりするわけで。中々そういう考え方には至らないのが現状でございまして、非常に難しいなと色々な提案は有難いわけありますけれども、非常に難しいなというような率直な気持ちを持っているところでございます。ただ、お話としては承りましたので、それぞれ検討するとしたらすぐ検討という言葉を使えば、そしたら検討の結果はどうなったということも言われますので、これもまた非常に難しいわけありますけれども、一応受け止めて参りたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） ちょっと蛇足になるかもしれません、もう1点だけこの問題についてお聞きします。第6次総計の中で、未来へ続く 笑顔あふれるまちというものの機運を醸成する総計が始まった年のやるべきことがあるのではないかと思っています。ある議員からの指摘をどのように考えるかお聞きしたいと思っていますが、国道40号線にある記念塔ですね。あそこに標語があります。あの標語は第5次総合計画のままでですね。もう既に4月から新しい総合計画がはじまったにも関わらず標語の書き換えが未だに行われていない。それと、もう1点は中心市街とのバナーの問題です。あれば今、120年を記念した事業としてバナーを作って、それもそのままかけっぱなし。何冬も経過して色が褪せて、やっぱりああいうものをきちんと整備をして、第6次総合計画の中で、こういったタイトルで皆で頑張ろうというそういう機運を盛り上げるそんなことが大事かなと思いま

すが、どう思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 記念塔の話でありますけれども、第5次のをかけておって、立てた設置した記念塔がそのままになって、そして新しい第6次のスローガンといいますか、そういうものを掲げる準備をしている最中でございまして、もう少しすると直る形になる。そういう関係で、先ずもってご理解をいただきたいなと思うわけであります。バナーの関係でありますけれども、バナーは元々は商工会だとかそういうところの1つの提案型があつたわけであります。ただ、財源だとか金だとかということがありまして、町で120年の事業としてやつたらどうだというお話の中で、ああいう形で進めさせてもらったわけでありますけれども、今の段階でどうするのだと、どうなるのだということを言われておりますけれども、それ以上の話の発展はないわけであります。それ以上というのは、今後商工会なり町の方々どうしてくれと、どうすべきだと。ただ私としては大分古くなってきたな。あまり古いものを掲げておくのもいかがなものかなという心配はしておりますけれども、いかがなものかな。どうしたらいいかな。そしてバナーにしても記念塔もそうでありますけれども、非常に金の掛かる話でありますし、特にバナーあたりを変えるとなれば非常にお金の掛かる話でありますので、これも慎重に取り扱わなければならぬ。そして財源をどうするかという部分を検討していかなければならないという段階でありますので、もう少しと言つたらまたすぐ言われますので、ただその元々のことを言いますとやっぱり先程言いましたように商工会だとかそういうところから挙がった話もありますので、そういうところでも議論を若干してもらえれば有難いなと思っているわけであります。以上、答弁になったかならないかわかりませんけれども、記念塔の関係はそういう状況でありますし、バナーの関係もそういうことを心配はしているのですけれどもそういう状況だということにご理解をいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） いつも言って、町長を立腹させているのですが、難しいことほど果敢に挑戦するのが町長のお仕事の1つ、それもスピード感を持ってというように思います。これ以上、次の質問がありますからやめますが、是非スピード感を持って難しいことにしっかりと前向きに挑戦してほしいと思っています。次の質間に移ります。次は教育についてです。現金給付での支援と山村留学交付金制度の今後はということで質問したいと思います。仁宇布地区山村留学制度推進協議会への交付金について、ホスターホーム留学生には留学生1人あたり月額1万円、親子留学生には、世帯ごとの留学生人数に応じた親子留学交付金をそれぞれ推進協議会に対して交付をしているところであります。この交付

金の制度は美深町山村留学制度推進要綱に基づくものであると思いますが、これは平成18年4月26日から施行されて現在に至っています。その中で近年その交付についての議論があり金額の改定が行われ、今後制度の変更も行われようとしているところです。これらの交付の実態と今後の在り方など次の点について町長に見解を伺うものであります。1つ目は、美深町山村留学制度推進要綱に示された交付金の妥当性についてお伺いしたいと思います。2番目には、現金給付の是非についてです。3番目には激変緩和措置の解釈についてお聞きしたいと思っております。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、山村留学の話に入る前に我慢の限界の中でスピード感を持ってという話をいただきました。私も思い出すと1期目の立候補する中で、スピード感という言葉を使わせてもらったことを覚えております。従いまして、そのスピード感を非常に大事にしているわけで、物事にはスピード感というのは非常に大事だと。しかしながら合意を求めて、町民の合意を求めて非常に時間が掛かる問題があるのだと。そしてそんなに急いでどうするのということもあります。そしてスピード感ということについては非常に私も意識しておりますけれどもこういう課題、問題も含んでいるのだということもまちづくりの中ではご理解をいただいておかないとならないなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいなと思っております。次に、山村留学の関係について具体的に3点程、ご質問を頂きました。まず1つは、山村留学の見直しに係る経緯といいますか、改めて説明を申し上げますけれども、28年度に校舎の老朽化を踏まえた今後の学校の在り方について、仁宇布小中学校の在り方に関する懇談会を設けているわけであります。この中に議論された課題でありますけれども、平成30年ですね。3月の議会で山村留学に関する調査特別委員会がありまして、委員会報告として山村留学に対する多額の財政補助による他の学校保護者の不公平感という感情があるという旨の報告を受けさせて頂いております。こうした経緯から山村留学についてのご理解をいただくための周知拡大と共に助成制度を見直すことをしているわけであります。そういうことも踏まえながら、それだけではありませんけれども、全体としてそういうことも踏まえながら取り扱ってきたところでござります。校舎の建替えに合わせて検討を進めていきたいということを申し上げて検討を進めてきたところでございます。具体的に言われました山村留学の推進要綱等でありますけれども交付金の妥当性というご質問でありますけれども、仁宇布での山村留学は地域の活性化及び児童生徒の減少対策を目的に平成2年に地域と学校が連携をして山村留学推進協議会を立ち上げておりまして、その翌年から子どもたちの受け入れを開始し、協議会が中心となって進めてきておったところであります。平成18年、町教育委員会も協議会に参画を

し、出来る限りの支援をしてきたつもりであります。町は山村留学を開始した当初から協議会に対しホスターホームの運営や親子留学支援を含む協議会の運営に掛かる経費の全般を支援してきております。魅力ある山村留学を進めていくためにも支援は継続して参らなければならぬというように考えておるわけであります。次に現金給付の関係でありますけれども、これらの是非についての質問でありますけれども、この度の助成金の見直しについては不公平感を持たれない内容へと移行していく必要があるとの考え方から生活扶助的な給付を見直すものであります。現金給付を全くあたまから否定しているものではありません。生活扶助的な給付を見直すという観点に立っているわけであります。次に、激変緩和の措置についての解釈でありますけれども、山村留学で来られている方々の世帯においては、これまでの留学助成金の助成要件から本町での山村留学を希望している方もいらっしゃると思っております。今後、新規で親子留学に来られる世帯に対しては、親子留学助成金は廃止するわけでありますけれども、継続されている世帯に対しては、保護者の不安、こういうことを解消するために段階的に見直しをする。これが激変緩和と言われるのであればそうかなと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 3月の第1回定例会での一般質問での町長の答弁ですけれども、私の方で予算編成の中で大きく減額する項目について住民の理解をどのように求めたのかというような趣旨の質問をさせて頂きました。町長はその時に、最終的に議会の理解が最大の理解だというように答えるのみでございまして、具体的に住民の理解を求める行動については答えられませんでした。改めて、私の方できちんと適切にやってきたのかどうかとの確認の質問に対して、町長は具体的に予算編成をした後に少し気づくのが遅かったのかどうかわかりませんけれども、ある団体から説明を含めて、これどうかなと激変緩和してもらえないかという話もございました。ということで議事録ずっと載っていますがちょっと時間がないけどちょっと読みます。財政当局と予算されて例えば仁宇布の山村留学のようなものでありますけれども、学校建設がやった時には政策的判断として、やった時には山村留学制度の金を削らなければならない。見直しをかけなければならない。これは何年も前から議論してきた通りでありますて、そういう方向で、ただお金でありますからね。山村の方々等については、やっぱり貰ってしまえば金でありますから色々な使い方もあるわけでありますね、そういうことで果たしてそれでいいのかと。生活費になっていく。生活扶助的な考え方という部分も含めて別な検討も必要ではないかということで。というように云々とあります。その後おりもあるのですけれどもちょっとそこで省略しますが、そこで私重要な視点としては、学校建設がやった時には政策判断として山村留学生の金を

削らなければならない。見直しをかけなければならない。これはもう何年も前から議論してきた通りでありましてというようにございます。その議論の昨年見直しの議論の相手というのは、誰なのでしょうね。議論してきたというのは何処でどのように議論してきたのか、それはまず第1点にお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 混ぜくるわけではないのですけれども、議会の先程申しましたように、平成30年の3月に出された調査特別委員会の報告等でも、学校保護者の不公平感がある旨の報告を受けたところでございまして、従ってそういうことを参考にしながら色々なところで山村留学の会合、役員会等々では話してきたつもりでおりますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私も当時は特別委員会の一員でございました。当時の報告の中身は、各委員会としての決定ではなくて、各委員の意見の並列です。並列の中の1つにその項目があったと記憶しています。ですから、色々な様々な意見が出てきたものを委員会報告の中では並列として、それが委員会の決定としてではなくて、それぞれの委員の意見として書き込んだものが、あの報告書です。その辺の誤解があるのかなと1つは思っています。今、その中でいわゆる学校建設をやった時には政策判断として、見直し、金を削るあるいは見直しをかけなければならないという、そんなことであるならば山村留学制度の否定に繋がることにはなりませんか。それを2点目にお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） なるか、ならないかという求められ方でありますけれども、私はならないと。見直しは見直しをするのだという考え方の政策でありますので、これは何も否定している考え方ではないと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 次にただお金でありますから、山村の方々等については、やはりお金でありますから色々な使い方があるわけでありまして、そういうことで果たしてそれでいいのか。生活費になっていく、生活扶助的な考え方という意味も含めて別な検討も必要ではないかということで答弁をされておりますが、生活費では駄目なのですか。生活費では駄目だというようにこの答弁は聞こえてくるのですね。推進要綱の中をずっとチェックしますと、推進要綱の中には第2条に（2）にホスターホーム留学とはという形で、留学する生徒がホスターホームで生活をしながら仁宇布中学校に通学すること。あるいは（3）では親子留学について仁宇布地区で生活をしながら仁宇布小中学校に通学するとい

う表現。あるいは第3条の2項では、留学生の健全育成及び児童生徒と保護者ができるだけ安心して生活できるように努めるもの。更には、第4条推進協議会の件では、2項で転入者が地域において快適な生活を営めるよう支援協力に努めるものと書いています。それらについて町の経費負担の中では、第11条で山村留学を推進し及び推進協議会の活動を助長するために、2項ではホスターホーム生に生活賄い費として月額1万円を交付すると。親子留学に関しては留学交付金を交付するというように書き上げています。これどう読み解いても生活費として支給するという、交付するというのは建前ではないかと思います。町長答弁と生活費ではいけないのかなと非常に疑問なのですが、考え方はどうでしょうね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それぞれの解釈でありますからね。私は岩崎議員の解釈が間違っているというつもりはございませんけれども、そういう解釈もあるのかなと思って、今聞いていたところでございますけれども、ちょっと違うなという私の率直な感じであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 時間がないですが、あと問題として課題として挙げておきたいのは、生活扶助的な考え方ということなのですが、生活扶助というのは生活方法に基づいた要望、文言ですよね。ここでこれらが適當なのかどうかということが1つあります。それはあれですけれども、時間がございませんので最後に今後の具体的に町長は検討を加えるという約束をしてきたという発言をしております。自治会との協議、あるいは協議会との中でそういう発言していますね。それについて、検討を加える中身について具体的に何をどうしたいのか。支給の内容はどのようになるのか。それについてまだ検討課題なのかもしれません、どういう形を進めていって今後の山村留学制度推進の方向性を図っていこうとするのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、そういうことも含めて激変緩和になるのかどうかという言葉も使いましたけれども、平成2年までは1人2人の場合は3万円、3人の場合は4万5千円という制度がありました。要綱がありました。ただ色々なご意見が予算編成の後で出ましたので検討を加えることにしておるわけであります。現在の段階で1人については2万円、3年度ですね。2人については3万円。3人については4万円という中身でございます。4年度については1万円、2万円、3万円、1人、2人、3人ということでありますけども、そういうことで今考えているわけであります。先程も申し上げましけども、新しく来られる方等々については、こういう現金給付というのはなくなるのですよということを申し上げて、しかしながらこれに変わっていく現金給付はないでありますけれど

も、生活扶助的な給付を見直すものである。現金給付は否定しているわけでありますけれども、それに代わるものが出でてくるのではなかろうかとみている。それは教育員会との最後の進めになってくるのではなかろうか。ただ3年度については、先程申しましたように1人2万円、2人3万円、3人4万円という話で今進めているところでございます。

○5番（岩崎泰好君） 終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、5番 岩崎議員の一般質問を終わります。これにて全ての一般質問を終わります。

◎日程第7 議案第20号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。押印を求める手続きの見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出等に関し、書類への押印を要しないこととするよう整備するものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので、議案書1ページお開き頂きたいと思います。議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。これは資料をお付けしておりますので1枚めくっていただきまして、2ページに新旧対照表を載せてございますが、只今町長から提案説明あった通り、総務省の政令が改正ということでありますけれども、この中で行政不服審査法施行令、これが一部改正をされるということで、この中でその押印に関して廃止をするという改正がされてございまして、これに伴いまして所要の改正を行うということでございます。この資料で第4条からそれと第8条ということで2条の改正が記されてございますが、ここで言う審査というのは、これは地方税法に基づく審査ということで、固定資産台帳に登録された価格ですね。これに対して審査の申し出があった場合の一連の手続きがここに条例で謳われているわけでありますが、この中で色々押印・署名という規定が出てきますが、この中で今回廃止するのは申出人による押印、更には口頭審理をやった場合、この口頭審理の提出者、この2つの押印につい

ても廃止をするという内容となってございます。それで第4条の第4項、これは4項そのものは削除する改正でございますが、これは審査の申出人が押印をしなければならないという規定になっておりますけれども、ここでここは押印を廃止いたしますので、この第4項については削除をするということです。それと第8条の改正につきましては、これは口頭審理を行った場合の規定として、口述書が提出者に口述書の提出者に押印、署名が求められておりましたけれども、これを削除するという改正でございます。この2つの改正となってございます。附則が条例の施行日でございます。公布の日からとするものでございます。以上、第20号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、第20号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第21号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第21号 美深町税条例等の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第21号 美深町税条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人町民税では特別徴収に係る納税環境の整備と住宅ローン控除の適用期限の延長措置。軽自動車税では、環境性能割の燃費基準、税率区分の見直しと臨時の軽減期限の延長措置。種別割のグリーン化特例の重点化と延長措置であります。3つ目の固定資産税では、評価替えに伴う負担調整措置の延長と課税標準額の据置措置などの規定を整備するものであります。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書3ページお開き頂きたいと思います。議案第21号 美深町税条例等の一部改正について。美深町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料をお付けしてございますので、9ページからご覧いただきたいと思います。これは一部改正の概要について表にして載せてございますが、2条による改正となってございますが、次に改正の要旨というところで3点にわたって記載してございます。これは只今町長の方から説明があった通りでございます。それでは下の改正の概要ということで表になっておりますので、これに基づきまして税目ごとに概要を説明させていただきたいと思います。まずは町民税ですが、第10条第2項及び附則第5条第1項の改正ですが、これ扶養控除における国外居住親族に関する取扱いの見直し。これが令和2年度の税制改正で行われたことによります改正となってございます。非課税基準の算定に

用いる扶養親族について、対象となるものを改めるというそういった改正となってございます。課税適用につきましては、令和6年1月1日となってございます。次に、第15条の7、第1項の改正。これは所得税法の改正に伴う改正でございまして、特定非営利活動にかかる寄附金控除に関するもの。既定の一部を改めるという改正内容となってございます。令和4年1月1日の課税適用でございます。次の第17条の3の2、第4項から最後の段ですね。31条の9までの改正。これは納税環境の整備による改正となってございまして、第17条の3の2及びその下第17条の3の3の改正。これは申告等の書面を電磁的方法により提出する場合、これまで税務署長の承認が必要がありましたけれども、これを不要とするよう改めるものでございまして、最後の段の31条の9の改正、これは退職所得申告書を書面に代えて電磁的方法によって提出ができる、このように改めるものでございまして、これらの課税適用につきましては、令和3年4月1日からでございます。次、めくっていただきまして、10ページのまず附則第6条、これはセルフメディケーション税制、これが5年間延長されたと、これに伴う改正でございまして、令和4年1月1日からの課税適用となります。次に、附則第25条第2項の改正、これは新設でありますけれども、これは住宅ローン控除の適用期限、これが延長されまして、これに伴いまして1年間延長するというように改めるものでございます。令和3年4月1日からの課税適用となります。次は税目で、軽自動車税でございまして、まず附則第15条の2の改正。これは環境性能割の税率区分に係る改正となりまして、現行の非課税及び1%の軽減措置を令和3年12月31日までに取得したもの、これを対象とするよう改めるものでございます。課税適用は令和3年4月1日でございます。次、その下附則第16条の改正につきましては、これは種別割のグリーン化特例の改正となってございます。燃費性能の基準を見直し2年間延長をするというように改めるものでございまして、課税適用につきましては令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に取得した軽自動車の翌年度課税分ということでございます。最後になりますけれども税目固定資産税の改正でございまして、まず附則第10条の2の改正でございます。これは条例が引用しております法律がありますけれども、この法律が廃止となりまして他の法律にこの制度を移管をするという内容となってございます。それに伴う条文の整理ということで、この表の中の中ほどに中小企業等経営強化法というように書いております。この法律に制度移管をされるということなのですが、この法律の改正が今国会の中で行われております。そしてその改正をする法律がややこしいのですけれども産業競争力強化法等の一部を改正する法律と、この法律によって中小企業等経営強化法が改正をされるということなのですが、これは課税適用で令和3年法律第ということで法律番号が入っておりません。これが公布の日がこの附則第1条第2項に掲

げられているわけなのですが。今国会で6月9日の日に参議院で可決しまして法律は成立しておりますが、まだ公布になっていないということでこういう状態になってございますので、公布されましてこの施行期日がこの附則に謳われておりますので、この期日ということでございます。制度そのものは旧法で引用してこの附則第10条の2になっておりますので、公布されて施行になった時に新しい法律でこの制度が施行されるという。そういう制度が乗り換えるという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。次、附則第11条から最後の段、第15条までの改正は、これは令和3年度の評価替えにあたり現行の土地に係る負担調整措置を継続させるというものでございます。その上では、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえまして、令和3年度に限り負担調整等により課税標準額が増加する土地について。これは前年度の課税標準額に据置く様に改めるという内容となってございまして、課税適用につきましては、令和3年4月1日でございます。以上が改正の概要ということで、その他の法律の改正により条項等が移動したものがございます。これは、下に記載している通りでございますので、お目通しを頂きたいと思います。以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第21号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第22号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の改正は令和元年の消費税率引き上げに伴う、介護保険法施行令の一部改正による低所得者の保険料の軽減強化について、令和2年度と同様に第1段階から第3段階の軽減割合を継続するよう改正するものであります。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようよろしくお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきますので、12ページからでございます。議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について。美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるということで、第7条の次に次の3項を加えるということで3・4・5項を加える内容となってございます。これは第1段階から第3段階までの保険料の軽減賦課に係る読み替え規定ということで、これは先程町長の方からも説明がございました通り、令和2年度もこの規定がございました。今回については令和3年

度から 5 年度までの間ということで、この 3 項を加えて令和 3 年 4 月 1 日から適用させるものでございます。具体的に資料をつけてございますので、1 枚めくっていただきまして 14 ページご覧いただきたいと思います。それぞれ条文で謳っております規定を表にしてございます。保険料の区分、第 1 段階から第 9 段階までございまして、第 5 段階 5 万 4,000 円というのが基準額となってございまして、その内第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の改正ということで現行の金額を更に第 1 段階では 1 万 6,200 円へ、第 2 段階では 2 万 7,000 円へ、第 3 段階では 3 万 7,800 円へ改めようとするものでございまして、令和 3 年度から令和 5 年度までの期間、この金額と軽減賦課をしていくという改正内容でございます。以上、議案第 22 号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第 22 号の説明を終了します。

◎日程第 10 議案第 23 号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第 10 議案第 23 号 貢産の取得についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 23 号 貢産の取得について提案説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、冬期間の住民生活の基盤確保を図るため、平成 15 年度に購入して 18 年間使用した歩道ロータリーを更新するものであります。購入業者を決定するため 5 月 25 日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げて提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書 15 ページからでございます。議案第 23 号 貢産の取得について。次の財産を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。1 として取得財産、これ歩道ロータリー。2 取得金額 2,915 万円。取得先 岩見沢市幌向北 1 条 2 丁目 580 番地 開発工建株式会社 代表取締役 奈良和康。5 月 25 日に指名競争入札を執行してございますが、4 社を指名致しまして 1 社辞退してございます。従いまして 3 社による競争入札ということになりました。予定価格これは税込みでありますけれども 3,554 万 9,190 円の予定価格をもって入札に付した結果、最低落札価格 2,915 万円とい

うこととなったものでございます。落札率 8.2% となってございます。次のページにこの機械の諸元を載せてございます。資料として載せてございますが、メーカー名、機械名が開発工建の H K 1 3 3 J 型というものでございまして、納入期限を令和 4 年 2 月 28 日までとするものでございます。主要諸元の中のまことに性能の中で最大除雪量、これは 1 時間あたり 740 t で、最大除雪巾が 1 m 50 cm ということでございます。全長、機械の大きさですけれども、全長が 5 m 35 、幅が 1 m 50 、高さが 2 m 50 という機械でございまして、除雪装置、下の方に記載してございますけれどもツーステージ型ロータリー装置ということでございます。除雪ロータリーでありますけれども、夏は草刈車として活用するということで草刈装置も合わせて装備をするということで、油圧式の水平円盤回転式の飛散防止型の草刈装置、刃が 6 枚ついているものを今回導入しようとするものでございます。

以上、議案第 23 号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第 23 号の説明を終了します。

◎日程第 11 議案第 24 号及び議案第 25 号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第 11 議案第 24 号 令和 3 年度 美深町一般会計補正予算（第 2 号）及び議案第 25 号 令和 3 年度 美深町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 24 号から議案第 25 号で提出しております一般会計及び介護保険特別会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。初めに議案第 24 号 令和 3 年度 美深町一般会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、補助金等を財源として実施するシステムの改修や事業量の増加、施設の修繕や備品の更新など緊急性のあるものについて補正をするほか、総務費では令和 2 年度に実施した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績確定に伴う返還金の追加、民生費では新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親以外の低所得者子育て世帯に対し生活を支援するため支給する特別給付金の追加であります。農林産業費では車載型給餌機を整備する強い農業・担い手づくり総合支援交付金の他、玉川地区と川西地区の給水施設を統合する美深西長寿命化・防災減債事業に係る実施設計委託料、仁宇布地区山林の環境保全活動と森林資源を利用する活動を行う北海道森林・山村多面的機能発揮対策についていずれも事業採択されたことに伴って、事業費を追加するものであります。次に歳入でありますけれども、追加補正に係る財源につきましては、前年度繰越金や国・道補助金を充てて整理しております。なお、美深西長寿命化・防災減債事

業については、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債を借り入れて充てることとしており、地方債1件を補正いたしますのでご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ2,227万円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ53億1,671万4千円となるものであります。次に議案第25号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。今回の補正につきましては、議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正で提案しております、低所得者に対する介護保険料の軽減に伴って、歳入と歳出を整理するほか、人事異動に伴う職員人件費について追加して補正いたします。なお不足する財源については一般会計からの繰入金で措置するものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ54万3千円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ5億9,104万3千円となるものであります。以上、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは別冊配布の議案第24号ご説明いたします。議案第24号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第2号）。令和3年度美深町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは議案第25号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第25号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和3年度 美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第24号及び議案第25号の説明を終了します。

◎日程第12 報告第4号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第12 報告第4号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、各委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。初めに総務住民常任委員会の報告です。

6番 藤原君。

○ 6 番（藤原芳幸君） 総務住民常任委員会から所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は下記の事項について、閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第 77 条の規定によって報告するものであります。調査日 令和 3 年 5 月 11 日。調査事項 第 8 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の内容について。調査の内容は①第 8 期保険料の考え方及び今後の状況について。②に第 8 期計画での新たな取り組みについて。③第 6 次総合計画での特別養護老人ホームの整備計画について。内容については、①に関しては介護事業費がどんどん膨らむ中で第 8 期においては、保険料据置ということが決定しましたが、その経緯について説明を受けたものであります。また今後の状況についても説明を受けました。②第 8 期計画での新たな取り組みについてということで、ここでは第 8 期においては健康づくりや介護予防措置が重点になるという計画になるとの説明を受けております。③第 6 次総合計画の中での特養ということで、第 6 次には盛り込んではあるものの準備を進めておりましたが国の設置基準等の変更により収容人数の緩和等、新たな課題も出てきたということで現状はそのための対応をすると。そして改修事業は令和 7 年の着工を目指すという形での説明を受けております。あと、調査のまとめについて朗読をいたしまして報告といたします。美深町に特別養護老人ホームが開設されて 35 年、介護保険制度が始まって 20 年を迎える。高齢化社会となった現在、利用者はもちろん、多くの町民の暮らしにとって欠かすことのできない事業になっています。第 8 期を迎えた介護保険事業は利用ニーズに対応した事業拡充や予防対策をより充実させるとしながらも、これまで積まれた基金を活用し保険料の据置が実現しました。ただ、今後しばらくは介護保険サービスの利用は高水準で推移することが予想され、更に 40 歳から 64 歳までの介護保険料納入者である第 2 号被保険者の減少が今後も続く予測から、第 9 期計画では保険料の見直しが必要になる状況が想定され、給付費計画値の内容と実績を精査し、保険料とサービスが納得できる水準で介護保険事業が維持されることを望むものであります。また計画では予防事業を新たな重点課題とし、自立支援、介護予防等の強化を挙げており、介護サービス利用を必要としない元気な高齢者が増加することを期待するとともに、「支える側」「支えられる側」の関係を超えて、地域全体で助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会の実現」を目指しており、元気な高齢者の協力をいただくことも必要で、これらが高齢者の活躍の場となり、生きがいづくりや健康維持に効果が発揮され、給付費抑制の成果に繋がることも期待したい。この考え方を広く町民に伝え、理解してもらうことも介護保険事業を安定的に運営させることに欠かせないものであると考えます。特別養護老人ホームの改修が具体化し、計画が着実に前進することに期待しつつも、現在、自宅での生活から施設に入居せざるを得ない方の増加も続いている、今期計画ではグループホーム 1

ユニットが追加整備され、量的には充実する一方で入居に係る費用を心配する声もあり、低所得者でも安心して入居を検討できる環境整備の必要性があるものと考えております。以上、総務住民常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。次に、産業教育常任委員会の報告です。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 体調が思わしくなくて失礼いたします。所管事務調査を行います。本委員会は閉会中に所管事務調査を行いましたので会議規則第77条の規定により下記の通り報告するものでございます。調査日は令和3年4月16日。調査事項は魅力ある店舗・商店街づくりと企業誘致についてでございます。調査内容は、1つ目には、「商店街活性化やプレミアム付商品券発行」の現状と「快適な住まい環境と商工業振興」の成果について調査をし、課題の共有を図り今後の進み方について調査をするもの。2つ目には、企業立地促進条例の活用状況と、空き店舗・空き家の活用による将来的な企業誘致につながるサテライトオフィスの可能性について調査をするものでございます。調査の方法は聞き取りによります。聞き取りの結果、現状につきましては、1つ目にはプレミアム付商品券の発行にあっては平成20年から実施している事業でありまして、その年毎の発行された金額が町内循環され、お買い物の町外流失への一定の歯止めがかけられ経済効果は発揮されてきたと評価したところです。その効果について、具体的な分析・検証はされていないというのが現状であるとの報告です。課題は、マンネリ化への懸念と新たな展開としてプレミアム商品券を活用して各商店が色々な取り組みを加え、それぞれの商店の活性化につながる部分が期待され、ポイントカードやキャッシュレス化への取り組みも課題の1つとなっているということでございます。商店街活性化では、商工青年部を中心とした様々な取り組みや、Uターン・Iターンの若者が増加の傾向にあり、SNSでの発信など新たな動きがあることなど、機運の高まりが生まれてきているという報告でございました。快適な住まい環境と商工業の振興は、3年の時限立法で実施されている事業でございまして、3年経過の中で事業の見直しなど検討し継続している事業でもあります。本年度はその3年目を迎えて子育てに特化した部分も盛り込み子育て世代にターゲットを当てて事業展開を進めているところであります。新エネルギーの普及推進も含めて次期の制度化も検討中となっているとの報告でございます。2つ目には、将来的な企業誘致につながるテレワーク、ワーケーションについての取り組みの進捗状況は、「全国二地域居住等促進協議会」

に加盟し地方への人の流れや、テレワークをどうやって推進していくか、今後提言や仕組みが出来て情報が共有できる状況にあるということでございまして、コロナ禍で昨年度から利用停止している移住体験住宅3棟を活用し、従来のつながりのある企業に声掛けをする中で、体験的な形で美深でテレワーク制度を構築していくという研究の段階で、観光協会において今年度推進される方向にあるということでございます。中心市街地の空き店舗、空き家の状況把握は進んでいないのが現状で、今後対策を検討する時期との認識であります。企業誘致条例による応募件数はゼロの状態が続いており、募集要件の変更等の検討やPR手法の改善、更にはホームページを検索する人にわかりやすいメニューづくりも必要との見解がありました。調査のまとめと致しましては、1つ目には、商店街活性化やプレミアム付商品券発行について、商店側と消費者側へのアンケート等による実態調査と検証が必要であるというところが1点目。コロナ禍の消費拡大の観点から、町外の購入者にも購入利用が可能な商品券となるよう研究が必要であるということが2点目。そして「快適な住まい環境と商工振興」では、今日までの成果を評価するとともに、ニーズに対応した时限立法として推進すべきであるという調査のまとめでございます。2番につきましては、空き店舗・空き家の活用による将来的な企業誘致につながるサテライトオフィスの可能性については、現状把握として空き家・空き店舗の状況把握調査を実施し、登録等へつながる施策を実現すべきであるという調査のまとめであります。内容につきましては、社団法人あるいはNPO法人等を立ち上げて専門的に空き店舗や空き家の情報を借り手貸し手にマッチングする取り組みは、商店街活性化にもつながり快適な住まい環境の事業にもつながるものでございます。以上が、調査のまとめでございます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 1点お聞きします。調査のまとめの中の①の3行目の町外の購買者にも購入利用可能な商品券となるよう研究が必要ですと書いてあるのですが、これは当然のことながら町外の購入者にもこのようなプレミアム券を配布すると、町財政の点からどのような整合性を図られるのか、そこら辺の議論はあったのか、なかったのかそれについてお答えいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町財政の関係につきましては、とりわけ議論はございませんでした。

ただこれは他の市町村の事例でございますけれども、それをすることによってある意味町の商店街等に対する購買力の拡大にもつながるということになるということで、それらの

事例も研究課題として今後進めていくのも1つではないかということで調査のまとめとしたところでございます。

○議長（南 和博君） 他、なければ以上で報告を終わります。

◎日程第13 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第13 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。明日、17日は議案審査のため休会にしたいと思いますがご意義ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って明日17日は休会といたします。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会 午後3時17分

令和3年第2回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和3年6月18日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 3 議案第21号 美深町税条例等の一部改正について
- 第 4 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第23号 財産の取得について
- 第 6 議案第24号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第25号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 発議第2号 美深町議会会議規則の一部改正について
- 第 9 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める
意見書の提出について
- 第10 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第11 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書の提出について
- 第12 議員派遣の件
- 第13 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 第14 五十嵐庄作議員の議員辞職について
- 第15 選挙第1号 上川北部消防事務組合議会議員の選挙

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	和田政則君	教育グループ主幹	元岡友之君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。休会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から提出の6月実施例月出納検査報告書はお手元に写しを配布しています。次に、追加議案について申し上げます。長側提出のものはございません。議会側提出のものでは、発議1件、意見書案3件、派遣1件、承認1件で本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（南 和博君） 今日も場内が暑いので、暑い方は上着を脱ぐことを許可したいと思います。

◎日程第2 議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（南 和博君） それでは次、日程第2 議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第20号に関し質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第20号について、採決します。議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第20号は可決されました。

◎日程第3 議案第21号 美深町税条例等の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第21号 美深町税条例等の一部改正について議題とします。これから議案第21号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 税条例の改正ということでございますが、国の法律改正に伴うものというふうに理解してございますが、この税条例の改正によりまして、多種多様にわたる税項目が変わってきます。これによって我が町の税収入の面でどのような形で推移するのか。増減の関係はアバウトでも結構でございますから、どのような感じになるのか。減るのか増えるのか、そのようなところについてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中林税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（中林秀文君） 税条例の改正に伴いまして、税収の関係でのご質問でございますけれども、各税目それぞれございますが、まず町民税について申し上げますけれども、住宅ローン控除等の1年延長措置等がございます。これらにつきましては、減収となった部分につきましては、税収としては減額となりますけれども、全額国費負担ということで、財源としては国費で別途措置されるという内容となってございますし、軽自動車税におきましても、環境性能割臨時の非課税及び1%軽減措置等におきましても、税収については減額となりますけれども、これにつきましても全額国費負担ということになってございますので、町全体の収入としては現状とそう変わらないということで認識してございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第21号について採決します。議案第21号 美深町税条例等の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第21号は可決されました。

◎日程第4 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第22号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 改正趣旨はご理解するのですが、参考までちょっとお聞きをしま

すと、現行第2段階、第3段階が0.75というような形になっております。改正後、第2段階が0.5、第3段階が0.7というような状況ですが、この意味合いはどういうものなのかまずお聞きをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今の軽減率の差がどういうものかというご質問ですけれども、こちらの軽減強化につきましては、平成元年の10月の消費税増税に伴います負担の軽減、低所得者の負担軽減ということで始まって、毎年度改正を重ねてきておりまして、令和元年度につきましては、第1段階のみの軽減だったはずなのですが、その令和2年度から第2段階、第3段階と段階的に軽減を強化してきた中での法律改正といいますか、介護保険施行令等の改正に合わせた軽減率の改正となっておりますので、所得の低い部分をより軽減するということで、今回の0.2の差は昨年からの軽減率を継続するという形での改正となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） それで、今、第1、第2、第3段階の軽減率の率の関係は令和2年度からのそのままの持ち上がりというような説明を受けた中でですね、いわゆる低所得者の758万3千円ほど介護保険料の方に一般会計の方から繰込まれた段階で、この第1段階、第2、第3段階の人数的なものというのはわかるのでしょうかね。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 保険料の軽減強化による影響の人数ということかと思いますけれども、第1段階で352人、第2段階で239人、第3段階で208人という算定をしているところでございます。

○議長（南 和博君） よろしいですか。他、なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第22号について採決します。議案第22号 美深町介護保険条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第22号は可決されました。

◎日程第5 議案第23号 財産の取得について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第23号 財産の取得についてを議題としま

す。これから議案第23号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 入札による取得金額の確定についてのことだというふうに思いますが、お聞きしたいのは機種選定の経過といいますか、従来使っていた機種と、それから今回入札後の購入する機種の種類がどのように変更があったのか、なかったのか。あるいは今、入札しようした入札後の機種について、メンテナンス面でのメリットやデメリットをどのように評価したのかということが2点目。それから今回は入札について4社、指名競争入札ということでございましたが、その内1社が辞退したということでございまして、結果的には3社による入札というふうにお聞きしておりますが、入札各社の公表が出来るのであれば社名とそれから1社辞退した理由について、お聞きしたいというふうに思っています。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） 只今ご質問頂いた件に回答いたします。機種選定の件なのですけれども、前回と使っていた機種メーカー同じでございます。それからメンテナンス面のお話ましたが、軽微なものは町内業者でメンテナンスできると思いませんけれども、専門的な大きな故障につきましては、やはり販売元というのですかね、メーカーで見てもらわないとできないかなと考えております。それから4社の指名業者ですけれども、北海道川崎建機、それからナラサキ産業、開発工建、株式会社NICHIGOの4社でございます。辞退されましたのがNICHIGOさんということで、諸般の事情で辞退しますという文書をいただいております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） その入札の仕方、ちょっと私も勉強不足で申し訳ないのですが、今回の場合にあっては、機種を選定した上での入札だったのか、あるいは旧来使っていた除雪車の型式といいますか、同じような性能ですか、その辺を基に入札にかけたのか、それによって様々なメーカー4社のメーカーから同じような性能を持つ機種として入札に参加してきたのかというその辺の経緯について1つはお聞きしたいと思います。今の答弁の中では、前回使用の同じ機種に入札がなった。これについては金額面での入札ですから、従来使っていた機種のメリットデメリットは当然わかっていると思うのですが、その辺のところはクリアできるとして、これに進んだのか、その辺のところの事情についてお聞きしたいと思います。それとこの入札については、町内業者関係は特殊機械ですから中々難しいのかもしれません、その辺のところは入札の手法としてはどうだったのかということのちょっと疑問点もあるのですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） 機種なのですけれども、たまたま前回と同じ機種になったということでございまして、雪寒機械の購入の基準に基づきまして仕様書を作りまして、指名願いの出ている4社で入札したということでございまして、あらかじめ元使っていた機種を選定したことではありません。それから町内業者の関係につきましては、指名願いの出ている業者の中から選定して指名をしたということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第23号について採決します。議案第23号 財産の取得について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第23号は可決されました。

◎日程第6 議案第24号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第24号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第24号に関し質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） ちょっとこの予算組の関係のことで、いわゆる備品購入になるのか、委託料になるのかというような形の中でちょっとお聞きしたいのですけれども、いわゆる指定管理ですよね。ここでいわゆる9ページの農業集落環境管理施設、いわゆる堆肥場のところにおけるいわゆるこれダンプの何かが故障した修理費を指定管理料でみましたと。そこへもってきてこの体育施設備品購入費というような形の中は、体育施設も指定管理者に任せている中で、なぜこっちの方は草刈り機の刃がいかれたという説明の中だったのですけれども、それは備品購入費というような形で見ているのか、そのいわゆる予算措置の仕方の考え方がどうなっているのか、その点だけ1点お聞かせください。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問のありました農業集落環境管理施設の堆肥場の指定管理料、なぜ委託管理料というか指定管理料で見たかということですが、指定管理の中で協定を結んでおりまして、その協定の仕様書の中で作業機械については、整備費の2分の1をそれぞれ負担するということになっていまして、その修繕もそこで2分の1ず

つ見るということになっています。ですから、新しくたとえば備品を購入して、それを美深町が100%持つということであれば、備品購入費として予算を組むのではないかと思いますが、この指定管理料の方につきましては、あくまでもこの施設を管理するための備品としてそこに設置してあるもの町が半分、管理者が半分というような負担でやっておりますので、あくまでも修繕に係る部分は指定管理料として支払うということで予算を組ませていただきました。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 続きまして体育施設運営費の備品購入費の方なわけですけれども、当初26年度に町の備品といたしまして、モア用トラクター、今回で言ったらロータリーモア付きを購入しております。その部分につきまして、町の備品としてなっているものですから、こちらの方については備品購入費の方として計上させていただいております。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） それであれば、いわゆる先程の堆肥場で作っているのは町の備品でないということの考え方でよろしいですか。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） その通りです。指定管理を行っているところの作業備品ということになります。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 6款農林産業費の中の12節委託料、これについては7目、給水施設管理費の委託料についてですが、これについてですね、現在その営農飲雑用水の利用といいますか、している農家戸数といいますか地域での戸数が現在どの程度の戸数であるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 只今お尋ねの件につきまして答弁いたします。川西、玉川双方の地区を合わせまして、農家戸数27戸となっております。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 新たにここに様々なその課題があつて総合計画にも提示をされ、事業を進めるという内容だと思いますけれども、農家戸数がどんどん減少していく中で、現在の状況の中でここにきちっとした事業費を設けて進めていくこうとの考え方の根拠といいますか、その辺のことについて改めて1点だけお聞きして終わりたいと思いま

す。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） これらの施設は双方とも地区の水道管理組合に指定管理していただいております。農家戸数が減るということは、それらの管理組合員の人数も減ってきて、かなりその施設の維持管理に労力を持つのが結構大変になってきているというような現状がございます。今回の整備で監視体制の強化なり機械の改修等行ってですね、管理にかかる労力を少しでも省力化できるような、そういった目的を持って今回行う事業となってございます。以上です。

○議長（南 和博君） よろしいですか。他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第24号について採決します。議案第24号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第24号は可決されました。

◎日程第7 議案第25号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算

（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第25号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第25号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） ちょっと複雑な仕組みの中での問題なので、ちょっと問題を整理したくてお聞きしたいのですが、今回、前のその介護保険条例の一部改正によって特別徴収保険料を減額するという方向で今回の補正予算だというように捉えていますが、ここでもそれに匹敵する予算を繰入金という形で充当するというような内容になっております。それについて方向性としては、私は反対するものではございませんが、この仕組みの中でこの保険料の軽減繰入金については、町の一般財源の中からというように理解していますが、それによって例えばですね、繰入金の額がもっと大幅に進めた場合に、これらのことが国の負担ですか、道の負担ですか、町の負担ですかその辺の割合の中でどのように変わるのが、その辺の仕組みについてちょっとお聞きしたいと思っています。その1点だけ

です。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 一般会計からの繰入の仕組みということになるかと思いますけれども、介護保険計画に基づいた算定の中で、国の負担、道の負担が定まっておりまますので、それ以外は町の負担ということが決まりと言いますか、そういう形で從来進めさせていただいております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私の聞き方が不十分だったのかもしれません、仕組みとしては2分の1、4分の1、4分の1というようにその辺は押さえているのですが、それは保険料の確定の問題ですよね。今は減額、第1弾、第2弾、第3弾の減額に基づく繰入金の問題としてですね、そこに例えば繰入金が例えば条例でもっと大幅な減額を進めると言った場合にですね、それが可能なのかどうかということなのですよ。そのところをどう理解したらいいのか。数字上の問題も色々絡んでくると思うので、この減額幅が例えば1%ずつ大きくした場合に、それが町の一般財源から繰入が可能なのかということ。その辺のところがどういう仕組みになっているのか、その辺のことを聞きたかったのですよ。わかりますか。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 今回、軽減を定めた軽減率というのもも介護保険の施行令の中で定められておりますので、それ以上を超える軽減をした場合については、町の負担になるかなと考えております。よろしいでしょうか。

○5番（岩崎泰好君） できるのか、できないのかということですね。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） それ以上できるかという、ここで明確な答弁ちょっとできませんけれども、介護保険法の中で定められたもので進めてきておりますので、それ以外のことを検討するのであれば、ちょっと研究してみたいとは思いますけれども、現状ではそういう考えはない中で進めさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第25号について採決します。議案第25号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）

に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第25号は可決されました。

◎日程第8 発議第2号 美深町議会会議規則の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 発議第2号 美深町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。本件の提出者は小口議員、賛成者は、岩崎、藤原、和田、各議員です。この際、提出者の小口議員から本件の提案説明をいただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 発議第2号について、提案説明を申し上げます。本件の提出者は、私小口。賛成者は、岩崎、藤原、和田の各議員であります。美深町議会会議規則の一部改正について。上記の議案を別紙の通り地方自治法第112条及び美深町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。はじめに、今回の改正の趣旨ですが、2月9日全国町村議會議長会が定める、標準会議規則が一部改正されました。今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などに配慮するため、議会への欠席理由を整備すると共に、出産については母性保護の観点から、産前・産後の欠席期間を規定するものです。また、議会への請願手続きの利便性向上を図るため、請願者に一律に求めていた押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。まず議会への欠席の届け出を規定している第2条の改正は、第1項において欠席の届出事由である現行の事故としている規定を改正案は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改めるものであります。また第2項においては、出産による欠席の届け出について前項の規定にかかわらずの文言を追加し、現行の日数を定めてを改正案では出産予定日の6週間前の日、多胎妊娠の場合は14週間前の日から当該出産後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして改めるものであります。次に、第89条、請願書の記載事項等については、第1項において現行では請願者に住所・氏名を記載し、押印しなければならないとなっておりますが、改正案は署名又は記名押印しなければならないに改めるものであり、合わせて所要の文言整理を行うものであります。最後に附則として、この規則は公布の日から施行するとしてあります。今回の標準規則の改正は、議員のなり手不足の課題への対応や議員活動と家庭生活との両立支援、政治分野での男女共同参画の推進への一環であり、美深町議会としてもこれに準拠し、規則の一部改正を行い、環境整備を図ることが適切と考えられます。議員各位のご賛同をお願いし、提案説明といった

します。

○議長（南 和博君） 只今、提出者の小口議員から説明を頂きました。これから発議第2号 美深町議会会議規則の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから発議第2号について採決を行います。発議第2号 美深町議会会議規則の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って発議第2号は可決されました。

◎日程第9 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は小口議員、賛成者は藤原、中野、荒川、名取、各議員です。この際、提出者の小口議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。提出者、私、小口。賛成者、藤原、中野、荒川、名取議員であります。意見書の案を朗読させていただきます。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆

国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。このように核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始され以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれております。条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国、批准国は54か国です。同条約は、2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年1月22日に発効しました。アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めるとともにそれまでの期間は、オブザーバーとして締約国会議に参加するよう強く求めるものでございます。なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣です。皆さんのご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから意見書案第1号を採決します。意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第1号は、原案の通り可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第10 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員。賛成者は、小口、中野、荒川、名取各議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 意見書案第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について提案説明を申し上げます。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により次の通り提案をするものであります。提出者、藤原。賛成者、小口、中野、荒川、名取各議員であります。提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、以下関係する各大臣となります。それでは提案の条文を朗読させていただきたいと思います。地方財政の充実・強化を求める意見書案。新型コロナウイルスにより、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた町民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、今年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、令和4年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。このため、令和4年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要などを把握しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう政府に以下の事項の実現を求めます。1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた確実な財政措置をはかること。3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講ずること。4、デジタル・ガバメント化における自治体システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域デジタル化に対

応する人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源の確保をはかること。6、会計年度任用職員制度について、法の趣旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。7、森林環境譲与税の譲与基準については、より森林需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。8、地域間の財政偏在性のは正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、根本的な改善を行うこと。またコロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じ、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。9、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。10、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。以上、10項目であります。議員皆さんのご賛同をよろしくお願いするものであります。以上です。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから意見書案第2号を採決します。意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第2号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第11 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化

に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、齊藤議員。賛成者は、岩崎、和田、五十嵐、田中各議員です。この際、提出者の齊藤議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） それでは、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について提案説明をいたします。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記のとおり意見書を提出することといたしたいと思います。提出者は、私齊藤。賛成者は、岩崎、和田、五十嵐、田中議員でございます。提出先につきましては、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣となっております。提案説明は意見書を朗読させて説明をいたしたいと思います。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多目的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるために、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする国の目標達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望するものであります。1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充

充実・強化すること。以上、説明と致しまして議員各位の賛成を求めることがあります。よろしくお願ひをいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから意見書案第3号を採決します。意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第3号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第12 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議員派遣の件を議題とします。お諮りします。会議規則第122条の規定によってお手元に配布の通り議員派遣を承認したいと思います。ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は承認と決定しました。

◎日程第13 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定しました。次に、議長より申し上げます。本日、4番 五十嵐庄作議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。五十嵐庄作議員の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認め、日程第14 五十嵐庄作議員の議員辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とします。

◎日程第14 五十嵐庄作議員の議員辞職について

○議長（南 和博君） 地方自治法第117条の規定により五十嵐庄作議員の退場を求めます。はじめに、その辞職願を朗読させます。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） それでは、命によりまして朗読申し上げます。令和3年6月18日、美深町議會議長南 和博様、美深町議會議員五十嵐 庄作、辞職願。この度一身上の都合により本日の議事終了をもって議員を辞職したいので許可されるよう願い出ます。との文面でございまして、経過としまして、昨年より体力の低下があり議員活動の継続は困難とこの度判断されたということでございます。以上でございます。

○議長（南 和博君） お諮りします。五十嵐庄作議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。よって五十嵐庄作議員の議員辞職を許可することに決定しました。

次に、議長より申し上げます。只今決定した五十嵐庄作議員の辞職により上川北部消防事務組合議會議員に選出すべき議員の定数に欠員が生じました。

お諮りします。この際、上川北部消防事務組合議會議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認め、日程第15 選挙第1号 上川北部消防事務組合議會議員の選挙を行います。

◎日程第15 選挙第1号 上川北部消防事務組合議會議員の選挙

○議長（南 和博君） 本件については、美深町議会から選出する上川北部消防事務組合議會議員に1名の欠員が生じたため、上川北部消防事務組合規約第6条第3項の規定に基づき選挙を行うものであります。

お諮りします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦により行うことに決しました。更にお諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認め、議長において指名することに決しました。上川北部消防事務組合議会議員に3番 和田 健議員を指名いたします。お諮りします。只今、議長において指名しました3番 和田議員を上川北部消防事務組合議会議員の当選人と定めることにご意義ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、3番 和田議員を上川北部消防事務組合議会議員の当選人と決しました。只今、当選されました3番 和田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。これで本定例会に付議された案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和3年第2回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時3分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 南和博

署名議員 荒川賢一

署名議員 齊藤和信